

令和 5 年

# 三川町議会会議録

## 第 4 回 議会臨時会

令和 5 年 6 月 28 日 開会

令和 5 年 6 月 28 日 閉会

## 第 5 回 議会定例会

令和 5 年 9 月 5 日 開会

令和 5 年 9 月 11 日 閉会

三川町議会事務局

令和 5 年

## 第 5 回 三川町議会定例会会議録

令和 5 年 9 月 5 日 開 会

令和 5 年 9 月 11 日 閉 会

三川町議会事務局

## 目 次

第 1 日                      9 月 5 日 (火)                      会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・ 議員派遣報告	4
・ 三川町行政評価に関する報告書について	6
議第 44号 令和5年度三川町一般会計補正予算(第5号)	6
議第 45号 令和5年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	6
議第 46号 令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	6
議第 47号 令和5年度三川町介護保険特別会計補正予算(第1号)	6
請願第1号に対する請願取下げについて	21
一般質問              5名	21

第 2 日                      9 月 6 日 (水)                      休 会

第 3 日                      9 月 7 日 (木)                      会議録第 2 号

議第 48号 令和4年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定について	59
議第 49号 令和4年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	59
議第 50号 令和4年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	59
議第 51号 令和4年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	59
議第 52号 令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	59
議第 53号 令和4年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	59

**【決算審査特別委員会 開催】**

第 4 日                    9 月 8 日 (金)                    休                    会

【決算審査特別委員会 開催】

第 5 日                    9 月 9 日 (土)                    休                    会

第 6 日                    9 月 10 日 (日)                    休                    会

第 7 日                    9 月 11 日 (月)                    会議録第 3 号

決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告

(決算審査特別委員会委員長報告)	6 6
議第 54号 三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6 9
議第 55号 桜木地区住環境整備事業町道桜木6号線外舗装新設工事請負契約の締結について	7 0
(別紙) 三川町議会議員の派遣について	7 1

令和5年第5回三川町議会定例会会議録

1. 令和5年9月5日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 佐藤 栄 市 議員 3番 小 林 茂 吉 議員  
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員  
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員  
10番 志 田 徳 久 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	鈴 木 亨 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒田	浩	議会事務局長	飯鉢	凜	書	記
遠渡	蓮	書記	井上	史	則	書

6. 会議事件は次のとおりである。

#### 議事日程

○ 第 1 日            9月5日(火)            午前9時30分開会

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2 | 会期の決定   |
| 日程第 3 | 諸般報告<br>・ 議員派遣報告<br>庄内地方町村議会議長会議員前期研修会の報告<br>庄内市町村議会議長会議員全員研修会の報告<br>・ 三川町行政評価に関する報告書について |
| 日程第 4 | 議第 4 4 号    令和 5 年度三川町一般会計補正予算（第 5 号）   |
| 日程第 5 | 議第 4 5 号    令和 5 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）   |
| 日程第 6 | 議第 4 6 号    令和 5 年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）  |
| 日程第 7 | 議第 4 7 号    令和 5 年度三川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）   |
| 日程第 8 | 請願第 1 号に対する請願取下げについて  |
| 日程第 9 | 一般質問        5 名   |

○ 散 会

○議長（志田徳久議員） ただいまから令和5年第5回三川町議会定例会を開会します。  
(午前 9時30分)

○議長（志田徳久議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（志田徳久議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番 小野寺正樹議員、2番 佐藤栄市議員、以上2名を指名します。

○議長（志田徳久議員） 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。2番 佐藤栄市議員。

○2番（佐藤栄市議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る8月29日に議会運営委員会を開催いたしましたので、そのご報告を申し上げます。

本定例会には、町長提案として令和5年度各会計補正予算4件、令和4年度各会計決算認定6件、条例制定1件、人事案件1件、以上12件があり、この他に諸般報告3件、一般質問5名、議長提案2件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日5日から11日までの7日間と決定をみたものであります。なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告3件を行った後、令和5年度各会計補正予算4件が一括上程となり、質疑、討論、採決となります。次に、議長提案1件が上程され、採決となります。なお、今定例会では、夜間議会を開催することとしておりますので、本日午後6時以降をそれにあて、一般質問を行います。一般質問は、5名の議員から通告があり、1人30分を持ち時間として通告順に行い、本会議はこれで散会となります。

第2日目の6日は、本会議は休会となります。

第3日目の7日は、午前9時30分から本会議を開き、令和4年度各会計決算認定6件が一括上程され、決算の概要説明及び決算審査結果の報告を行い、直ちに議長発議により決算審査特別委員会を設置し、各会計決算6件を審査付託します。その後、決算審査特別委員会を開き、委員会構成を行います。審査は2日間にわたることから、審査日程表を別途各位に配布いたします。

なお、決算審査においては、係長以上の出席を求めることにしておりますが、所管以外の審査では拘束しないこととします。

第4日目の8日は、午前9時30分から引き続き決算審査特別委員会が本議場で再開されます。

第5日目の9日、第6日目の10日は、本会議は休会であります。

第7日目の最終日11日は、午前9時30分に本会議を開き、決算審査特別委員会委員長の報告を行い、討論・採決を行います。次に、条例制定1件が上程され、質疑、討論、採決となります。その後、事件案件1件が上程され、質疑、討論、採決となります。その後、議

長提案1件が上程され、採決となります。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位からは活発なる質疑、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いいたしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議長（志田徳久議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月11日までの7日間とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から9月11日までの7日間に決定しました。

○議長（志田徳久議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。

初めに、議員派遣の報告であります。「庄内地方町村議会議長会議員前期研修会」、「庄内市町村議会議長会議員全員研修会」、以上2件について派遣議員からの報告を求めます。

9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員）

#### 庄内地方町村議会議長会議員前期研修会の報告

##### 1. 目的

地域の自主性及び自立性を高めるため、住民自治に対する地方議会議員の役割と議会活動の重要性を再認識し、議員の資質向上を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 令和5年7月27日(木)

3. 参加者 議員全員

4. 研修地 遊佐町 鳥海温泉「遊楽里」

5. 研修内容 講演「風力発電事業によるSDGs・RE100・カーボンニュートラルへの取り組みについて」

講師 酒田商工会議所

会頭 加藤 聡 氏

以上のとおり研修したので報告いたします。



令和5年9月5日

三川町議会

副議長 町野 昌 弘

続いて、庄内市町村議会議長会議員全員研修会の報告。

庄内市町村議会議長会議員全員研修会の報告

1. 目 的

地方自治の振興発展並びに地域開発の推進に寄与するため、庄内地方の市町議員の識見と資質の向上を図るとともに、庄内広域にわたる議会活動の活性化に資することを目的に参加した。

2. 研修日程 令和5年8月18日(金)

3. 参加者 議員9名

4. 研修地 鶴岡市 東京第一ホテル鶴岡

5. 研修内容 講演「これからの時代に不可欠な住民自治のカタチ」  
講師 特定非営利活動法人 都岐沙羅パートナーズセンター  
理事・事務局長 齋藤 主税 氏

以上のおり研修したので報告いたします。

令和5年9月5日

三川町議会

副議長 町野 昌 弘

○議長（志田徳久議員） 次に町当局より「三川町行政評価に関する報告書について」、報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 第7次三川町行財政改革大綱並びに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定により、令和4年度事業に係る行政評価を行いましたのでご報告いたします。

評価の方法について申し上げますと、第4次三川町総合計画の実施計画に掲げておりました事務事業につきまして、所管課等による第1次評価を行い、その後、第1次評価の検証と課題及び今後の対応策につきまして、管理職で構成いたします行財政改革推進本部会議におきまして、第2次評価を実施いたしましたところであります。これら2回の評価を踏まえまして、去る8月18日、町内各種機関・団体代表者及び識見者により構成いたします三川町行財政改革推進懇談会におきまして、全施策の実施結果の検証と今後の方向性について、第3次評価としてご意見、ご提言をいただいたところであります。その結果等につきましては、三川町行政評価に関する報告書として本日配布させていただいておりますのでご参照いただき、報告書の朗読につきましては割愛させていただきます。

また、三川町行政評価調書につきましては、町のホームページ等でも公表していくことを申し添えまして報告いたします。

○議長（志田徳久議員） お諮りします。日程第4から日程第7まで以上4件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第4から日程第7まで以上4件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（志田徳久議員） 日程第4、議第44号「令和5年度三川町一般会計補正予算（第5号）」、日程第5、議第45号「令和5年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、日程第6、議第46号「令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第7、議第47号「令和5年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、以上4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま、一括上程されました議第44号「令和5年度三川町一般会計補正予算（第5号）」、議第45号「令和5年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議第46号「令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」及び議第47号「令和5年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第44号「令和5年度三川町一般会計補正予算（第5号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,874万3,000円を追加し、補正後の予算総額を54億2,460万2,000円といたすものであります。

まず歳出であります。2款総務費については、財産管理費、企画費及び電子計算費の追加補正、町営バス運営費の財源更正並びに基幹統計調査費の減額補正であります。3款民生

費については、社会福祉総務費の追加補正及び財源更正、老人福祉費の財源更正、障害者福祉費の追加補正及び財源更正、児童福祉総務費の減額補正並びに保育園費の追加補正であり、4款衛生費については、予防費及び保健活動費の追加補正であります。

6款農林水産業費については、農業総務費、農地費及び農政対策費の追加補正であり、7款商工費については商工振興費の財源更正及びいろいろ火の里施設費の追加補正であります。

8款土木費については、道路維持費、道路新設改良費、公園費及び住宅管理費の追加補正であり、9款消防費については常備消防費の追加補正であります。

10款教育費については、スクールバス運営費の追加補正及び財源更正、小学校費の教育振興費、中学校費の学校管理費及び文化交流館費の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第45号「令和5年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ722万円を追加し、補正後の予算総額を6億9,612万円といたすものであります。

まず歳出であります。1款総務費については、一般管理費の追加補正、2款保険給付費については、出産育児一時金の追加補正、9款諸支出金については、保険給付費等交付金償還金の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第46号「令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181万1,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を9,501万1,000円といたすものであります。

まず歳出であります。2款後期高齢者医療広域連合納付金については、後期高齢者医療広域連合納付金の追加補正であり、歳入については4款繰越金の追加補正であります。

続きまして、議第47号「令和5年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,408万1,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を9億168万1,000円といたすものであります。

まず歳出であります。5款基金積立金については、基金積立金の追加補正であり、7款諸支出金については償還金の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員）これから質疑を行います。5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員）私からは1点。一般会計の補正予算の方ですけれども、4ページの歳入、16款県支出金、こちらの住宅・土地統計調査委託金、それから農林業センサス調査委託金の減額と、それに伴って6ページの2款5項統計調査費の減額4万1,000円ですが、こちらの減額となった要因をお聞かせください。

- 議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。
- 説明員（佐藤 亮企画調整課長） 今回補正予算計上しております統計調査につきましては、山形県から事務委託を受けて行う調査であります。その調査につきまして、県の方から今年度の確定の数値が来たことから、それに伴う減額補正をしているところであります。以上です。
- 議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。
- 5番（砂田 茂議員） 住宅・土地統計調査は、先日のみかわお知らせ版にも9月の中旬から始まると載っていましたが、今少しよく聞き取れなかったんですけれども、農林業センサスのそちらの方の調査時期というのはどうなっていますか。お聞かせください。
- 議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。
- 説明員（佐藤 亮企画調整課長） 農林業センサスにつきましては、すみません、詳しい実施時期が今手元にはありませんが、年明けに実施する予定でありまして、その調査に係る職員の費用、旅費ですとか、消耗品、通信費関係について、県の方から確定の金額交付決定があったもので、それに伴う減額ということになります。以上です。
- 議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。
- 5番（砂田 茂議員） 住宅・土地統計調査の方は調査員が4人となっていますが、農林業センサスの方、調査員の人数が載っていません。こちらはどのような調査方法をするのか。以前は統計調査員が調査に回っていたと、かなり大がかりだったと記憶しています。これは本来であれば、当初予算の審査の折に伺うべきことでありましたが、この農林業センサスの調査方法、それ自体が変わったのか、変わったのであれば、その背景はどういうものがあったのかお聞かせください。
- 議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。
- 説明員（佐藤 亮企画調整課長） 今年度行います農林業センサスの調査内容につきましては、今、手元に具体的な内容等の資料がございませんが、当初予算から少額の予算しかつけておりませんでしたので、本格的な調査にかかる、すみません、今手元に資料がありませんので、後程ご答弁申し上げたいと思います。
- 議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。
- 1番（小野寺正樹議員） それでは私の方から数点お聞かせ願いたいと思います。まずは初めに歳出の部から6ページの3款1項1目民生費の社会福祉総務費の中で、低所得世帯の冬生活応援事業150万円。これに関しましては昨年度も同僚議員の方から同じような質問がありました。冬場だけでなく夏場の支援策はないのかといったような話だったと思います。特に今年の夏のように、熱中症警戒アラートが毎日のように続いているような状態の中で特に一番多い、全国ですが病院に搬送されたのが1,497人と新聞報道の方にも書いてありました。特に東北地方、山形県に関しましては、全国でも上位から2番目ぐらいの日にちが熱中症警戒アラートが多くなったといったような情報も入っております。
- このような状態の中で、昨年のお答弁では、まず冬生活応援事業といった部分でありましたけれども、やはり今後ともこの夏場の高温に関しては継続的に推測されるといったような

話まであります。このお金に関しましては、特に昨年から1万円に増額されておりますけれども、様々な話を聞きますと、今年の夏は本当に厳しかったと、何とかそういった部分で節約しながら、冷房機等のそういった節約も図りながら生活を送ったといったような話も聞いておりますが、やはりそれでも大変だったといったような話も聞いております。

私も敢えてお願いするのであれば、夏場の対策の方も何とか考えてもらいたいと思いますけれども、まずそのような考えいかがでしょうか。お聞かせ願いたいと思いますし、当然予算あつての部分でもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと続きまして、10ページの10款4項3目教育費の中の文化交流館費でございます。こちらの方に関しましては、文化交流館の費用としまして300万円、昨年度は126万円が補正予算として見られておりましたけれども、これに関しましてはアトクの館の特に北側に集中している樹木等の伐採作業にかかったといったような話も聞いておりますけれども、まずはその現状等をお聞かせ願えればと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 低所得世帯の冬的生活応援事業の夏のバージョン的なものがないかというようなお話だったかと思ひます。地球温暖化の影響により、今年の夏は特に異常なほど暑く、いわゆる猛暑が続いているということは認識しております。また、熱中症による緊急搬送や県内でも死亡事例が発生しており、社会全体で大きな問題となっていることも認識しておるところでございます。そういった中で電気が高騰する中、暑さ対策に悩んでいるのは、高齢者や生活困窮者だけではないのかなと思ひます。そのため、対象者を誰にするのか、公平に判断をしなければならぬかと思ひます。

また、地球温暖化の中、この猛暑は今年だけのものではなく、支援の継続性も問われ、補助金額やその財源等も検討しなければならないと思われまふ。そのため、総合的に判断し、現在のところ県が実施していない中で、町独自の支援は考えていないところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） ご質問がございました文化交流館費に係る作業手数料300万円の計上につきましてですが、議員お見込みのとおり、今回の300万円の計上につきましては、文化交流館の樹木の伐採に係る経費を予算計上させていただいたものでございます。

現状はということのご質問でございましたけれども、文化交流館には非常に巨木という大きな木がございまして、それに関して近隣の方々から落葉等の苦情などが寄せられているという現状もございました。これまでは剪定などで何とかしのいできていたところもあつたんですけれども、非常に巨木に成長しているという現状の中で、いつかの時点ではその樹木等を伐採し、剪定をしなければならないという状況になっていたところでございます。

特に北側の巨木が非常に大きくなっているという状況の中で、隣接の敷地の地権者の方々の部分に入っていくと、重機等もなかなか入ることもできないということになってまいります。現在畑地などがあるんですけれども、そちらに建物等が建ってしまうと、なかなか伐採もままならないというような現状も考えられることから、今回の予算計上の中で樹木を

伐採するというような経過になっているということでございます。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） まず初めの質問から低所得者の話でしたけれども、答弁的には平等性を重視するといったような話がありました。一般世帯から見た平等性で私の観点から考えますと、ここで冬場の生活応援事業といった部分で出しているものに関しましては、平等性からは逸脱しているように感じております。といいますのも、やはりもらえない方も当然おりますので、これに関しましてはこの低所得者のための支援策だと思いますし、こういったものに関しましては敢えてこの平等性を謳わなくても私はいいのではないかとこのように思います。

特に先程答弁があったように、命に関わる大きな問題でございます。今年の話を書きますと突然電気をとめられてしまったと、滞納の話もあったと聞いておりますけれども、そういった部分で大変危険な目に遭ったといったような話も聞いております。

ですので、やはりそういった命を第一に優先を考えた場合、平等性よりもそういった部分をぜひ考えていただければと思いますし、先程言ったとおり、昨年から1万円に上げた部分の中で、敢えて冬といった部分の言葉を使わなくても私はいいのではないかと。低所得者の生活応援事業と考えれば、夏場・冬場といった部分でも個人的にも仕分けできるのかなといったような感じがしておりますので、ぜひそういった配慮の方も考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、先程言った文化交流館費の中の巨木が落葉等、そして伐採等にかかなりの費用がかかるといったような話は分かりました。実は、私も先日見てまいりました。やはり巨木といいましょうか、かなりの大木になっていて、本当にこれを倒すには一般の業者での重機等ではたぶん無理なのではないかなどといったような推測もされましたし、その巨木だけでなく成長している木々が見受けられました。ぜひ、そういった部分で今後とも経費がかかるように私は推測されますが、やはりこの文化交流館的にはなかなか問題も多く、経費等の問題も多く見受けられる部分でございます。

しかしながら、やはり近隣に迷惑かけない状態を保つのは当然のことだと思いますので、そういった部分、先を見込みながら、対応の方もよろしく願いしたいと思います。以上です。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今の同僚議員からの質問に関連するお話、実は私も質問を出そうと思って準備してきたところでありましたので、引き続き質問させていただきながら答弁を求めたいと思います。第1点目の低所得世帯に対する冬の生活応援事業、実は私これも夏の生活応援事業ではないかなと目を疑ったところでありまして、実際の話、昨日の朝一斉放送で熱中症予防の呼びかけでエアコンをつけるようにというような説明まであった中でまた、昨日も新聞報道で県内4人が救急搬送された。舟形町の80代男性は部屋にエアコンがなかったというような大変厳しい生活が伺えるところであります。実は、かつて私も三川町内の高齢者の方々にエアコンの必要性について話を伺ったんですが、こぞってぜひ町から応援して

ほしいと、特にエアコンがないという家庭も複数見受けられましたので、まずはそのエアコンの設置に関する補助というような観点も必要なのではなかろうかというように考えております。

そういったことで、今、同僚議員の答弁の中に公平な判断、それから財源の確保、また、県の動向が見受けられないところで、町が独自で行うということについて、少し抵抗があるというような答弁だったわけですが、この辺についてはまさに町の政策というような話になりますので、町長からお伺いしたいと思いますけれども、かつての行政展開の中では、国や県が政策を打ち出す前に、末端の市町村が独自の事業を展開する。これを受けて、結果的に国・県が補助制度を設けるというような事例は数々あった中で、三川町も独自の福祉政策というものを展開してきたはずですので、そういった観点からこの夏場、特に熱中症対策、具体的なことを言えばエアコンの設置補助というような部分については、確かに山形県内ではどこの市町村も取り組んでおりませんが、全国的にはすでに独自に取り組んでいる自治体もあるわけですので、そういったことも視野に入れながら、町長としての見解をお伺いしたいと思います。

それから、今度は具体的な補正予算の内容になりますが、民生費等で各目にわたって国庫支出金の返金が散見されるというところでありまして、この事情等についてご説明をお願いしたいと思います。それから、8款の土木費2項8目の道路新設改良費、側溝整備事業についてなんですが、当初予算ですでに950万円の予算が計上になっている中で、またほぼ同額の890万円が計上なるという部分についての状況等の説明をお願いしたいと思います。

それから、もう1点、10款の教育費になりますけれども、小学校費の備品購入につきましては当初予算に計上なくて、今急遽補正というような形で290万4,000円備品費が補正要求されたというような部分についての事情と、その下の2項中学校費、学校管理費につきましても、当初予算では新規に施設整備事業ということで850万円の予算が計上になっている他に、今回補正で工事請負費ということで127万7,000円、これが必要になったというような事情について説明をお願いしたいと思います。

それからすみません、遡る話になりますけれども、歳入でページでいくと5ページになりますが、雑入に尾花排水機場管理負担金106万6,000円が追加で補正必要ということなんですが、当初でも134万2,000円が計上になっている。これに加えて、ほぼ同額の負担金を求めなければならなくなったその事情等について説明をお願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今年の夏は本当に異常な高温というようなことで、山形県内においても山形市、酒田市、新庄市においては、猛暑日の日数が今までの記録を更新するというくらい暑い日が続いたところでありまして。こうしたところから町においても、町民に対して防災無線で生活における日中の外出を控えていただくということと、エアコンを使うという部分については、町が誘導するというのではなくて、国が気象庁が予報等で発表している内容で適宜エアコン等を使用しながら、気温の上昇に対応していただきたいというような広報をしているところでもあります。これは、やはり地球温暖化、あるいは気象の変動というよう

なことも一つの要因というように言われております。今年の異常高温がこれからも続くという一つの要因とすれば、海水温の上昇ということが原因として挙げられております。

しかしながら、今年も台風の発生という中においては、なかなか台風の進路が日本に近づかないという進路の方が多いことから、高温という気候にはあったわけでありましたが、しかしながらこの気象変動というのは、その年によって非常に変化があるということは当然、今までの経験則からいたしましても、やはりその年の気象条件に合わせた対応が求められるという一面もあろうかと、このように思うところであります。

近年においては、熱帯低気圧のこの移動よってのゲリラ豪雨、これが一番大きな課題として挙げられております。昨日もこの台風の影響とかこの熱帯低気圧の位置の影響といったことを超えた太平洋側の県においては、ゲリラ豪雨というようなことで、道路冠水をはじめとする様々な被害が発生をしているところでもありました。このように、日本においてはこの地域における気象変動というのは非常に激しいものがあるというようなことは認識しているところでもありますので、そういった点についても冬場だけでなく、夏場のこの対策も必要だということは認識しつつも、先程の担当課長の説明のように、町としての今後の対応ということについては、先程の答弁ということでご理解をいただければと、このように思うところであります。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） それでは民生費の中で国庫支出金等返還金が散見されるということでご質問がありました。私の方からは、民生費の中の社会障害者福祉費の障害者自立支援等事業の中の国庫支出金等返還金についてご説明をさせていただきます。こちらの方は内容といたしましては、事業報告に基づき、翌年度精算することによる精算金が発生したものであるということになります。細かく言いますと、障害者自立支援給付費負担金で150万円ほど、障害者自立支援給付費負担金の補装具費で4万8,000円ほど、障害者児童給付費として13万8,000円ほどの返還金が生じております。

中でも一番多い障害者自立支援給付費の負担金の発生理由に関しましてですが、こちらの方は日常生活や社会生活を営むために必要な訓練等給付、それから、日常生活に必要な介護の支援を提供する介護給付費などございます。そういった方々に対する居住やその程度に応じて様々なサービスを行っているわけですが、その中で令和元年度が支給決定数が52人、令和2年度が55人、令和3年度が60人、令和4年度が62人ということで増加傾向にございました。令和4年度の補正予算を算出する際に、その当該年度の給付状況に応じて補正予算を組ませていただいたわけですが、実際その見込みよりもサービス利用が少なかったため、残額が発生したということになります。

要因といたしましては、やはり新型コロナウイルスの影響、それからインフルエンザ等でサービス利用を控えたためと思われるところもありますし、併せて安全率を少し大目に見たこともあると思われます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） それでは私の方からは、民生費の児童福祉費の方の国庫



返還金についてご説明させていただきたいと思います。最初に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の方の国庫支出金の返還金でございます。こちらの方は令和4年度に実施しました非課税世帯に対する給付金に対する実績に対する返還金でございます。内容といたしましては、事業費として予算的には50人を見ておったのですが、実際46人の給付で終わったということの事業費の部分と、交付するためのシステムの改修の費用が思ったよりも安く済んだという部分がありまして、その部分の返還となっているところでございます。

もう一つ、保育費の方の国庫支出金等返還金でございます。こちらの方につきましては、いこの保育園、りっしょう子ども園に対しまして延長保育、一時保育、病児保育に対する補助金として計上しているものでございます。こちら利用実績に伴いまして、令和4年度の実績と当初見込み額の差額につきまして、補助金の返還となった部分でございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 8款2項2目道路新設改良費の増額内容でございます。この増額の内容につきましては、昨年度当初予算の際に積算していた内容に比べまして、本年度におきまして資材それから材料費等が増額したということでありまして、その増額を見込んだものでございます。

なお、この側溝整備事業につきましては、議員お見込みのとおり、押切下町内会地内にあります側溝の整備事業になってございます。この側溝の整備事業につきましては、その水量が減少する渇水期と言われる秋・冬に工事を行うということで、その工事に必要な所要額を計上したものでございます。

なお、押切下地区の側溝につきましては、まだ延長が相当数ございまして、そのうち一部を少しずつ進めていくということでありまして、今年度できるところまでやろうということ考えているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 2点ご質問ございました。まず1点目の小学校費に予算計上しております備品購入費の内容につきましては、当初、小学校の教育情報化推進事業といたしまして、備品購入費というのは計上されておりました。今回、補正予算の方で予算計上した中身につきましては、来年度児童数が増加をするということを見込み、年度当初からタブレットの方を準備しなければならないという現状がございました。それで、今現在のタブレットにつきましては、ほぼ予備機というものもないような状況の中で運用しているところもございまして、来年度二十数名の児童が増えるということを見込み、このタブレットの購入に関しては、ある程度時間も要するというようなこともあったものですから、この9月での予算計上ということで、来年度準備を行いたいというような形のことで予算計上となったものでございます。

続いて2点目の中学校費に関しまして中学校管理費の工事請負費でございますが、こちらの方も中学校管理費といたしましては、工事費の方は予算計上しておりませんでした。別に、中学校の施設等整備事業の方で工事費850万円を予算計上していたところでございます。

ども、こちらに関しては三川中学校の理科室の空調の工事に予算計上したものでございまして、今回三川中学校の調理室のガス給湯器の方が故障し、修繕が不可能であるというようなことで、そちらの更新に予算計上したものでございます。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは、私から5ページ目の雑入、農業施設管理負担金の尾花排水機場負担金の内容についてのご質問でございました。こちらについては少し順を追って説明をさせていただきますが、この根拠となる数値といたしましては8ページ目でございます6款1項5目農地費の説明でございます農地費の括弧の2番目でございますが、排水機場の管理委託料、こちらは238万円ほど歳出で計上させていただいておりますが、この内容といたしまして、尾花排水機場において地下タンクへの送油管及び通気管からの重油の漏えい、あるいは排水ポンプを稼働させる原動機の不具合が生じたということで管理を委託しております赤川土地改良区の方に管理委託及び修繕委託ということで委託費を計上したところでございます。

この238万円につきまして、上流部、鶴岡市との受益の割合がございまして、238万円のうち44.8%につきましては、鶴岡市が受益負担ということになりますので、44.8%を掛けました106万6,000円につきまして、今回鶴岡市から負担をいただくということで計上したものでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 急な町長からのコメントで大変恐縮でしたが、ありがとうございます。ただ、内容的には地球の気候変動というような部分で、どう捉えたらいいのか分からないというような趣旨かと思うところではありますが、とにかくもう事故というものが、熱中症による事故は発生している。幸い、三川町内の方で重篤な状態になったというお話は、私のところには届いておりませんが、三川町も同じく庄内の気候によって大きな影響を受けるわけですし、何とか防ごうとする、エアコンがないという世帯について、様々とその世帯の家計的な事情はあろうかと思えます。

そういった部分について、手を差し伸べるのが行政の真髄というように理解しておりまして、特に財源というような問題ですと、昨今のエアコンは非常に低額で設置できるような量販店のサービス提供もあるようですので、そんなに町の財源負担が大きくなるというようには考えにくい。幸いにもふるさと応援寄附金という全国の皆さんから三川町を応援するという寄附をいただいているわけですから、これを本当に町民の皆さんに直接還元するんだということがふるさと応援寄附金の活用が一番のアピール、PR効果になるというようなことも考えれば、財源がないという理屈は成り立たないだろうというようなことを申し上げて質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 私から1点だけ質問させていただきます。ただいま同僚議員からも質問がありました。9ページの側溝整備事業、工事請負費の増額の件であります。まだまだ当地内におきましては、残りの延長数かなりあるというようなことでありましたけれども、

実際、今年度工事を行ったときに進捗率と申しますか、全体工事に係る着工率はどのぐらいになっているのか。また、完成見込みは何年ごろを見込んでいるのか、お伺いできればと思います。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 今年度予定しております側溝整備でございます。残りの延長がおおよそ250m前後でございます。そのうち、本年度20mもしくは30mということで、予算の状況に合わせて若干延長は変更しようかということで、おおよそ1割程度ができるものかなということでは考えているところではあります。この延長二百数十mあるということで、まだ相当数、時間、年度はかかっていくものかということではありますが、その進み方については単年度で延長若干ずつ変動すると思っておりますので、具体的にいつまでということでは少しご容赦願えればありがたいかなというところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 先程町長の答弁の中にも、地球全体の温暖化の影響、近年のゲリラ豪雨といったお話がありまして、以前から見るとかなり大雨が降る確率が高まっているのかなと思ったところであります。上流部におきましては、雨水排水対策事業が計画されている中で、下流部への影響等をどのようにお考えか。それに伴って工事を早く進める必要はないのかどうか、考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 今回行う予定にしております押切新田線、押切の西側の側溝であります。委員おっしゃられています押切の東側の排水路、住宅開発等で三本木地内の方を經由して、二丁排水の方に流れる排水と、系統が若干ずれているということで、今回補正予算で要求いたしましたのは西側の堰ということで、押切の袖東から赤川の方に流れる系統でございます。こちらの方も、やはり雨が降ると増水する、それから周辺の皆さまの不安解消ということで、早期の解決は必要かなというところでもありますけれども、やはり他の事業との兼ね合いもありますので、その予算の執行にあたりましてはバランスを見ながら積極的に要求はしていきたいと思っておりますが、状況に合わせて対応してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午前10時28分)

○議長（志田徳久議員） 再開します。 (午前10時50分)

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 先程農林業センサス調査費に関わるご質問について答弁しておりません部分がありましたのでお答えしたいと思います。農林業センサスにつきましては、2025年の本調査に向けての事前準備ということで、本年度当初予算に1万円の予算を計上していたところであります。それが県からの交付決定が来たところであり、今回3,000円の減額をしたところであります。そういったことから、この経費には調査員に係る経費は含まれていないというところであります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 私の方から数点お伺いしたいと思います。一般会計補正予算の中から8ページであります。6款1項農業費の中に農地費ということで農業水利施設原油価格高騰対策事業費補助金ということで記載されております。この施設に対する補助割合、どのような内容で燃料費高騰の何割を補助されるのかどうかといった事業内容の詳細の説明を求めたいと思います。

また、こちらの財源に臨時交付金を充てられておりますが、この臨時交付金の要件要綱に反することはないのかどうか。また、その施設の規模等要件はないのかどうか。その辺の確認も併せてお願いしたいと思います。

また、その下段の方になります。同じ8ページでありますけれども、商工費の中にあります、「いろりの火の里」推進事業ということで工事請負費が計上されております。かなり大きな工事となるということだと思いますけれども、こちらの工事の詳細について説明を求めたいと思いますし、町の公共施設等の総合管理計画におけるこの工事の影響といますか、そういったところを含めて説明いただければと思います。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私から8ページ目、6款1項5目の農地費の農業水利施設原油価格高騰対策事業費補助金の内容についてというご質問でございましたのでご答弁申し上げます。こちらにつきましては、電気料金の高騰によります農業者の影響を緩和するために、県が電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金充当事業として電力使用の大きい国道・県道の農業水利施設、これが排水機場を意味しますけれども、を管理する土地改良区に対しまして令和5年4月から9月分の電気料金の合計から、令和3年4月から9月分の電気料金の合計を差し引いた額、こちらの1/2を補助するというございます。本町におきましては、県が補助をいたします1/2の残りの1/2を上乗せで補助を行うというものでございます。こちらにつきましては、県の方で試算をいたしました832万円ほどの額がございまして、こちらのおよそ1/2の415万9,000円につきまして今回計上いたしたところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ご質問の1点目と2点目につきまして、総務課で所管する部分がありますので、具体的ないろり火の里の追加部分については、追って所管の課長から答弁してもらいますけれども、私の方からは1点目の臨時交付金の関係、それから2点目の公共施設等総合管理計画との関連性について説明をいたします。

まず1点目、臨時交付金の活用につきましては、まさに原油高物価高騰等に対する国の支援でありますので、農業水利施設の電気料等の高騰に対する対策ということでは、その目的に合致しているということになります。あと、支出の際についての補助金の端数云々につきましては、これから要綱等が整備になるかと思っておりますので、それに伴って支出等を行われるというように認識をしております。

2点目の総合管理計画との関連性についてでありますけれども、今回の追加の部分の工事の内容、性格にもよりますが、総合管理計画においてはいろり火の里については、年次的に

毎年修理、修繕、工事等が必要であろうということで見込んでおります。ただ経年劣化等を現課の方で調査精査する中で、計画的に年次的に行われるものの具体的な予算額等、これを見据えて前年度に基金を積み立てるとか、そういった柔軟に財源を確保するというようなところもございますので、今回の追加補正ということにあっては大きな影響はないというように認識しているところであります。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 7款いろり火の里施設費の補正予算の内容についてご説明いたします。今回、工事請負費として764万2,000円の増額の金額を計上させていただいておりますが、この内訳としては、いろり火の里施設費の工事請負費143万5,000円、こちらは井戸水のポンプに係る更新費用であります。

二つ目として、「いろり火の里」推進事業の工事請負費620万7,000円ですが、こちらはなの花ホールの屋根改修及び岩風呂天井外改修の工事に係る費用を追加するものであります。なの花ホールの屋根改修及び岩風呂の天井等の改修につきましては、当初予算で合わせて工事費として5,900万円ほどの金額を計上いたしておりました。このうち、なの花ホールの屋根についてですが現在工事を行っているところであります。この工事にあたりましては、なの花ホールの使用をしながらの工事を進めているところでありましたが、やはり工事に関連する音が発生するところでありました。そういったことから会議によってはそういった音が発生すると会議ができないというような利用者からの申し出もあり、その会議の内容によっては工事を行わない日を設けなければならないというところであります。

そういったことから当初予定していた工期が1ヵ月ほど伸びていくというようなことが工事を進めていく中で分かったところでありまして、それに伴う仮設費用の増額等があることから今回438万9,000円の増額、なの花ホールの屋根改修に係る増額を見たところであります。

もう一方、岩風呂天井外改修であります。こちらはこれから改修を行うところでありますが、現在その改修内容について現場を管理しておりますみかわ振興公社の方と内容等の打ち合わせをしているところであります。岩風呂の天井ということを改修することから、やはりそれなりの工期がかかるというところであります。2ヵ月から3ヵ月近くかかる見込みというようなことであり、この長期間にわたり岩風呂の方が使用できないというような状況になろうかと思われま。こちらについては、利用者の皆さまから何とかご理解をさせていただくわけではありますが、この長期間にわたり風呂営業を休むという中においては、工事が完了後、利用者が何らか、工事により施設が変わったなというリニューアル部分の工事内容も盛り込むべきではないかというようなことから、それらを追加するというところで181万8,000円を見込んで今回補正予算計上しているところであります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それではまず農地費の件から再質問したいと思います。臨時交付金の使用にあたってはその原油高であったりそういったものの対応ということで問題ないという説明でありました。また、県と足並みをそろえてということでこの事業を検討されてい

と思いますけれども、やはりこの原油高の影響というのが水利施設だけではなくて共同乾燥施設であったり個人乾燥、または県の事業から漏れてしまっているような菌床シイタケであったり、そういった方々の燃料高騰というのがかなり経営を圧迫しているという声が聞かれます。この事業を検討される際に、臨時交付金の使い道は相当綿密に練られていると思いますけれども、そういった方々の支援というのをやはり町独自で少しでも見出していけないか。また、県への呼びかけ状況はどのような形になっているのか。この事業を検討する上で、そういったことを併せて検討されなかったかどうか。

また、今後そういった原油高に関する支援として、共同乾燥施設であったり個人乾燥、また菌床シイタケの現状を今高騰に苦しんでいる状況に対しての支援というのを、今後の考え方、どのような考え方をお持ちか再度お伺いしたいと思います。

続いて、いろり火の里関係でありますけれども、今総務課長の方から基金を積み立てしながらというような答弁もありました。この上段には3,000万円ほど基金を積み立てておりますけれども、公共施設等総合管理計画を見ますと、次年度の予算としては3,000万円と丁度いい、丁度いいといえますか、その額を計上されていっているのだなというふうには見てとれますが、内容をお聞きしますと、やはり場当たりの形が多くとられるなど。突発的な工事というのは理解しますけれども、その際の利用条件の検討であったり、工事をとめなければならなくて延長にかかる経費がこれだけかかるということは、やはり工事を発注する段階でそれも併せて検討しなければならなかったのではないかと思います。その辺の検討状況、これだけその延長に関わる事業経費が膨らんだということに関しての当局の見解をお伺いしたいと思います。

岩風呂は2、3ヵ月営業停止されるということでありました。その間の営業をどのような形で考えられるのか。町としては、石風呂だけで単体で営業されるのか。その辺はみかわ振興公社ですけれども、その営業に関しての考え方であったり、リニューアルするというのでどのような形で見せるのか。今の当局の答弁ではリニューアルしたというのが分かるような形にしたいという答弁でありましたけれども、具体的にどのような形で見せていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

最後にこの施設に関してですけれども、毎年基金を積み立てしていくということですが、この総合管理計画においては、やはり施設のあり方を含め、慎重にやはり検討しなければならないというように町としても認識しているところでありますので、この施設をなくすわけにはいきませんが、やはり毎年どうしても場当たりの改修になってきているということは否めないかと思います。その施設のあり方に関しての検討、今回の工事の際にでも検討されたのかどうか。また、その協議の仕方、どのような考え方をお持ちなのかお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご指摘のありました部分につきましては、当課でも内容につきましては検討いたしたところでございます。広く物価高騰に対する支援というものにつきましては、必要であろうというふうには認識をしているところでございますが、その対策

につきましては当然農業者のみならず各事業者、あるいは消費者の方も含めた一般住民の方も物価高騰に対しては非常に苦慮されているというところがございます。その意味におきまして今般につきましては、水利施設ということで農業者全般の方の負担軽減ということで当事業を実施したというところがございますし、話はずれますけれども、一般消費者の方の経済支援ということで、プレミアム商品券の発行というような形で、町としてなるべく多くの方に対する支援という形で事業展開しておるというところがございます。

その意味におきましては、初めに申し上げましたが、物価高騰につきまして様々な形での経済的な困難な部分が出ておるというところは承知しておりますが、農業者に対する新たな支援については、現時点におきまして実施は想定をしておりませんが、今後、県、国等、あるいは近隣市町との歩調をそろえながら、できる施策があれば後は検討してまいりたいということで考えているところがございます。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問がありました工事請負費に関するご質問ですが、まず初めになの花ホールの屋根改修に係る工事延長についてであります。この工期設定につきましては、設計段階におきましてなの花ホールの営業をしながら行っていけるというような設計を組んで、それに見合う工期を設定したところであります。実際、入札が終わり、請負業者、受注業者と細かな工事の打ち合わせをしていく中で、やはりどうしても音が出てしまうと。それもそれなりの大きな音が出る工事内容が発生してしまうというようなところで、設計段階ではなかなか見込めなかったところがあり、なの花ホールの営業の方にも支障が出ないようにするという点においては、やはり会議が入っている際、音を出さないように工事を中断しなければならないというようなことから工期延長をせざるを得ないというような状況に至ったところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから2点目の岩風呂の改修工事に係る部分であります。令和4年度においても石風呂の部分につきまして2週間程度工事に伴う営業を停止したことがありました。その際も、岩風呂の方を男女交互に利用しながら営業を行ってきたところであります。今回の岩風呂の工事は2ヵ月から3ヵ月というように長期に渡りますけれども、みかわ振興公社の方とはやはりできる限り営業を行い、収入を得たいというところでありましたので、石風呂の営業を続け、そちらの営業の仕方については男女交互にするのか曜日を決めてするのかどうか、その辺は振興公社の方と打ち合わせをしながら進めていきたいというようには考えているところであります。

それから、リニューアルの内容というようなことでありましたが、工事に係る設計段階で打ち合わせをしていく中で、振興公社の現場サイドとしてはお客さまの方から、サウナ利用者が水風呂を使うわけですが、その水風呂の他にシャワーも必要だと。確かにサウナで汗をかいたまま水風呂に入りますと、その汗が水風呂にたまるというような衛生面の問題も確かにあるということから、現場の方からはシャワーで一旦流してから水風呂を使用するようにお客さまの方に周知していきたいというような内容だったので、そのシャワー設置について現在考えているところであります。

また、床面が滑るということで、お客さまの方からの安全確保、これを現場サイドとして何とかできないかという相談を受けておりますので、その対策ができないかということで詰めているところであります。

また、もう一つ、カランの利用に関して、最近の温泉旅館ですかホテルですか、他の公共施設もそうですが、桶を床面に直接置くのではなく、少し高い部分に湯桶を置いて使用するというような施設が増えております。そういったこともなの花温泉田田でもできないかというところを受けておまして、これについては現在どのようにしたらいいのか設計業者と検討しているところであります、これらを盛り込めないかというようなことで考えているところであります。

今回の補正予算にあたる以前、令和5年度の当初予算を計上する段階で、今後のいろいろ火の里施設の大規模改修に係る財源的な部分を財政担当の方と打ち合わせをしているところであります。この大規模改修にあたりましては、基本設計を行った段階で改修を行う項目をまとめておまして、そのまとめた中から緊急なもの急いだ方がいいものを取りまとめて、今後、令和13年までの内容を財政サイドと打ち合わせをしたところであります。

基本設計の段階では、ある程度見込んで金額を計上しておりますが、実際設計を行っていく上で、やはり金額の動きがあったり追加した方がいいような内容というのが当然発生してきますので、それらについては財政の方と協議をしながら、予算規模等についても増額しながら、これまで対応していただいておりますので、今後についてもそういったことは生ずるものというように捉えております。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 他にありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから採決します。各会計補正予算4件を一括して審議しましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第44号「令和5年度三川町一般会計補正予算（第5号）」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第44号「令和5年度三川町一般会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 次に、議第45号「令和5年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。



(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(志田徳久議員) 起立全員であります。したがって、議第45号「令和5年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(志田徳久議員) 次に、議第46号「令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(志田徳久議員) 起立全員であります。したがって、議第46号「令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(志田徳久議員) 次に、議第47号「令和5年度三川町介護保険特別会計補正予算(第1号)」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(志田徳久議員) 起立全員であります。したがって、議第47号「令和5年度三川町介護保険特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(志田徳久議員) 日程第8、「請願第1号に対する請願取下げ」の件を議題とします。請願第1号「放課後児童クラブの待機児童解消のために抜本的な対策を講じることを求める請願」については、請願者から「請願取下げ申出書」が提出されております。

お諮りします。本件は申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(志田徳久議員) 異議なしと認めます。

したがって、「請願第1号に対する請願取下げ」の件は、許可することに決定しました。

○議長(志田徳久議員) 本日の会議時間は、夜間議会により、会議規則第8条第2項の規定によって本日の議事日程が終了するまであらかじめ延長しますので、ご了承願います。

○議長(志田徳久議員) 暫時休憩します。(午前11時19分)

○議長(志田徳久議員) 再開します。(午後6時00分)

○議長(志田徳久議員) 日程第9、「一般質問」を行います。

一般質問は、5名の議員から通告がありましたので、通告順に行います。なお、一般質問は、申し合わせのとおり答弁時間も含めて質問者1人につき30分以内とします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者も答弁者も明快、簡潔にその要点を得るよう、特にご留意願います。

最初に、1番 小野寺正樹議員、登壇願います。1番 小野寺正樹議員。

○1番(小野寺正樹議員)

1. 水田活用の直接支払交付金対象外の農地の拡大について	1. 令和9年度から適用される水田活用の直接支払交付金対象外農地について、耕作放棄地の拡大が懸念され、同時に農家の所得減額にも直結するものと推測される。対策も含め検討
------------------------------	---

する必要があると考えるが見解を伺う。

2. ほ場によっては現在の参考小作料など見直す必要があるかと考える。貸し手となる地主側と引き受け手となる生産者側の理解の上、慎重に進めるべきと考えるが見解を伺う。

2. 納涼祭と今後の関わりについて 1. 町の祭りに位置付けされている納涼祭は実行委員会形式で活動しているようだが、今後三川町としてどのような関わりを持つのか見解を伺う。

令和5年第5回三川町議会定例会において、通告に従い、一般質問を行います。

質問事項1、水田活用の直接支払交付金対象外の農地の拡大について。

(1) 令和9年度から適用される水田活用の直接支払交付金対象外農地について、耕作放棄地の拡大が懸念され、同時に農家の所得減額にも直結するものと推測されます。対策も含め検討する必要があると考えますが、見解を伺います。

(2) ほ場によっては現在の参考小作料、現在では参考賃借料と言っていますが、見直す必要があるかと考えます。貸し手となる地主側と引き受け手となる生産者側の理解の上、慎重に進めるべきと考えますが、見解を伺います。

質問事項2、納涼祭と今後の関わりについて。

(1) 町の祭りに位置付けされている納涼祭は実行委員会形式で活動しているようですが、今後三川町としてどのような関わりを持つのか見解を伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小野寺正樹議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の2点目の農地参考賃借料の見直しに関するご質問につきましては、農業委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の水田活用の直接支払交付金対象外農地に関しまして、1点目の交付金の見直しによる影響と対策に関するご質問であります。本町においては、7月及び8月に2回、東北農政局による交付金の見直しについての説明会が実施されたところであります。その中で、この交付金は農業所得補償を想定したものではなく、あくまで水稻作付可能な水田の維持のための交付金であるとの説明があったところであります。

しかしながら、この交付金は農業所得の一部となっており、対象範囲の変更により、農業所得の減少に繋がることは容易に想定できることから、農業者の生産意欲の減退や、非作付け地の拡大、農業所得減少等の影響が最小限となるよう、今後とも国の動向を注視し、関係機関と連携し対応してまいりたいと考えているところであります。

質問事項2の納涼祭に関するご質問であります。町や観光協会が主催するイベントにつ

きましては、交流人口の拡大と賑わいの創出、さらに、地域経済の活性化を目的に開催し、町内外から多くの皆さまに会場していただいているところであります。

納涼祭につきましては、社会教育団体、商工会、町内のダンス愛好者等により実行委員会を組織し、地域の住民に楽しんでもらうための手作りの祭りとして始まったものであります。この納涼祭も当初は三川町公民館駐車場において開催されておりましたが、8年前からはいりり火の里に会場を移し、規模も拡大して開催してきたところであり、町民の方々にも夏の風物詩として定着しているイベントになっているものと考えているところであります。

町及び観光協会といたしましては、今後とも実行委員の一員として、手作りの祭り、皆さんが気取らずに楽しめる祭りとして開催されるよう、事業に参画してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長（志田徳久議員） 庄司農業委員会会長。

○説明員（庄司正廣農業委員会会長） 小野寺正樹議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1について、2点目の参考賃借料の見直しに関するご質問であります。本町の現在の参考賃借料につきましては、水田、畑ともに令和5年3月に見直しを行ったところであります。その算定にあたりましては、年度ごとの米の概算払い金のほか、農地の受委託者からの意見、さらに、近隣市町の状況も参考にしながら、毎年3月を目途に公表しているところであります。

しかしながら、この賃借料については、あくまでも目安となっており、これまでも農地の状況、例えば、水利施設の末端である場合やぬかるみの激しい水田など、農地そのものの状況のほか、兄弟や親戚関係など、委託者と受託者の関係性など、双方の協議により金額が決定されているものと理解しているところであります。そのようなことから、水田活用の直接支払交付金の対象の有無による見直しについては考えていないところであります。

以上、答弁といたします。

○議 長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） それでは再質問させていただきます。

1番目から話をさせていただきますけれども、三川町水田活用直接支払交付金の対象外ではどのくらいの面積が対象になると予想されているのか。また、減額としての数字など押さえているのか分かれば教えてください。

○議 長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問にありました水田活用の直接支払交付金の対象外となる農地の面積でございますけれども、現時点では農地の対象の部分について今後の農業者の判断によりまして、水田に復活をさせようというような動きもございますので、その意味もございまして、現時点では把握しておらないところでございます。

それによりまして、その金額につきましても、現在は把握をしておらないというところでございますが、現在営農計画書と呼ばれます、いわゆる野帳と呼ばれるものでございますが、こちらにつきましては今年度から最終の水稲の作付け年という欄を新たに設けまして、一目

で、いわゆる水稻の作付けの欄ごとに確認ができるという仕様になってございます。これによりまして、これから5年間の間に実際に作付けをされる面積につきまして、関係者の把握とともにまず一番のご本人が把握をして、今後の農業経営の方に生かしていくということになると思いますので、その意味で農業者とともに方向性を見ながら、より有効な形を探ってまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 分かりました。まだ数字等は押さえていないといったような話でしたけれども、参考までに私の田んぼで考えてみますと、3町歩は対象外の農地になる部分で推測されました。私の農地で行けば1割は該当になる。そして、私たちが作っている農業法人まめ太郎という大豆グループの方では、2割から3割ぐらいの大きな面積が該当になるといった部分で、その分に関しまして、今後引き受けていいものか悪いものか。そういった問題まで今から様々な議論があります。ぜひ、そういった数字を早めに出していただきながら、今後迫り来る令和9年度に向けての計画等をしっかり出してもらいながら、そして町に対しての減額等もかなり大きい部分が想定されますので、そういった数字をしっかりと押さえながら計画してもらえればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私もその説明会には参加しました。また、その際に、この交付金は農業所得補償を想定したのではなく、あくまでも水稻作付け可能な水田の維持のための交付金との説明をいただきました。対象外農地をここ数年で導入した人は泣いています。農地を地目どおりの水田として購入した土地が、誰もが想像していなかったこの交付金対象外の農地になったのですから、完全に国の後出しジャンケンではないでしょうか。我々山形県、そして東北地方では、特に三川町では真面目に転作に協力してまいりました。そういった協力した地域への完全なる裏切りではないでしょうか。三川町としてしっかりと国の方に意見を申してもらえればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

現在の三川町の参考小作料に関しましては、農業委員会長が今言われたとおり農業委員会で決めているようですが、農地の出し手側の意見等の集約はどのように考えているのか。間違いなくこの計画どおりに進めば、農地の所有する地権者と農地を引き受ける農家が真っ向から対立すると思われまます。先程の意見では、見直しは考えていないといったようなご意見をいただきました。しかしながら、令和9年度から始まるこの事業に関しましては考えていないといった文言では済まないと想定されます。先程から何度も言っていますように、出し手側、そして作る側、お互いの同意がなければ成り立たない事業であります。特に大豆に関しましては、交付金がなければ作付けも容易にできない作物でありまして、果たしてこれが交付金なしとして、農地の作り手側が引き受けるのか。私の計算によりますと、無料であれば作る可能性もあるといったような話を聞いておりますし、そういった意見の方も三川町の大きな集団の方から意見をまとめますと聞いております。そういった部分に関しまして、ぜひ農業委員会が旗振りとなって進めてもらえればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

再度、今後の計画などがあれば、見直す考えがあればいま一度お聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 須藤農業委員会事務局長。

○説明員（須藤輝一農業委員会事務局長） ご指摘をいただいたところは私も同感であります。

国の政策とは言え、もう少し現場の意見も吸い上げていただければなという思いは私も持っておったところでございます。ただ、先程農業委員会の会長がご答弁申し上げた部分につきましては、もともとの賃借料の価格につきましては、その農地の形状でありますとか受・委託者の関係性でありますとか、そういう様々な部分を基にして協議をしておるということでございますので、今回、水田活用直接支払交付金はその協議題の一つになるということは考えられると思います。ただ、そのことのみをもって賃借料の中の価格決定に反映をさせるということは農業委員会としては想定をしておらない。それも要件の一つとして、協議の中の材料の一つとして、今後取り入れてまいるということは実際起こり得ることであるというようには考えております。

それと今お話申し上げましたとおりに委託者と受託者につきましては、それぞれ当然思惑が正反対でございますので、その中で農業委員会につきましては、以前は委託者の代表の方からも会議に入っていて様々なご意見を頂戴しておったところでございますが、現在は農業委員の方々は当然受託者としての性格が強いわけでございますけれども、その中で様々な情報を集めながら、受託者の立場とともに委託者の意見を広く聞きながら、その関係性を持っておるということがございますので、その部分をこの価格の検討会につきましては反映をさせていただいておるものというように認識をしておるところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） ぜひとも誰も作らない耕作放棄地が広がらないようしっかりと農業委員会で目を光らせ、今後の計画に進めてもらえればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、質問事項の2番目に入らせていただきます。8月26日に行われた納涼祭には町長も参加していましたが、多くの方が参加し、今までにない盛り上がりを感じました。多くのダンスパフォーマンスに魅了され、キッチンカーには長蛇の列。まず初めに確認ですが、町長答弁では今後とも実行委員会の一員として事業に参画していくとありましたが、納涼祭に関しましては実行委員会形式で行っており、代表の方も発足した当時から代表の職を任せ、なかなか後を継いでくれる後継者が見つからず困っているといったような話を聞いております。町側がまとめ役をしてくれない限り、持続的に継続的にこの事業に関しまして不安も感じられるところではございますが、再度確認いたしますが、まとめ役として町が主体的に取り組んでいると私は思っておりますが、私の勘違いだったのでしょうか、いま一度町の関わりについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 先程の町長答弁にもありましたけれども、本町におきましては春の菜の花まつり、秋のカレーイベントといたしますか、秋の食のイベントということで大きなイベントを組みまして、対外的に交流人口、関係人口の拡大を図っておるところとこ

ろでございます。この場合は、観光協会が中心となりまして広く事業展開をしておるとい  
ところでございますが、納涼祭につきましては先程も申し上げましたとおりに、もともとは  
手作りのお祭りということで、住民の方々が楽しんでいこうということで、実行委員会を組  
織して立ち上がったイベントでございます。それこそ立ち上げ当初は、資金につきましても  
寄附を募って運営費を捻出しておったというところでございます。その後、寄附を募るの  
がなかなか大変だということもございましたので、町の方で、では運営資金については少し  
協力させていただくと。その分、実行委員の方からはその内容について詰めていただいて、  
より良い内容の濃いイベントにさせていただきたいということで継続をしてきたところでござ  
います。

ただ、この予算等の関係の中で、「町の方で見てくれるんだよね」というような意識が残  
念ながら生まれてしまったのも事実であります。その意味で、実行委員の方がずっと同じで  
あるというようなご指摘もございましたが、その中で町としては予算的などころもございま  
したので、継続して納涼祭を支えてきたというところではございますけれども、今意識とし  
ては実行委員がメインとなって、町としては実行委員の一員として作り上げてきたイベント  
であるというように認識をしておるところでございます。

その意味で近年、残念ながら、「みんな観光協会、町の方でやってくれるんだよ」という  
ような声が実際起きていたのも事実であります。その中で役割分担も含めて、もう一度実行  
委員会の形式を見直して、実はここ数年、新型コロナウイルスの関係もありまして大々的に  
実施をしておらなかったということもありましたので、今年度は実行委員会形式というもの  
をもう一度見つめ直して立ち上げて、これまで準備をしてきたというところでございます。

ただ、ご質問ありましたとおりに、本年は大変好評でございました。その意味では町も当  
然関わりながら、観光協会がメインとなる対外的なイベントということではなくて、地域住  
民の方から楽しんでいただけるイベントということで、今後も実行委員会の形式をとって継  
続をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 今の答弁で、町の方でも少し助成を出していると言っている話が  
ありました。私が聞くところによりますと、少しではなく70万円出しているといったよう  
な中身ですので、これに関しましては町として大きな事業だと私は思っております。当然、  
町としてもそういった部分として位置付けざるを得ない部分だと思っております。

しかしながら、今の答弁も聞いておりながら再度感じているのは、この納涼祭に関しまし  
てもそうですけれども、一番大もとにある原因は、観光協会の事業の持ち過ぎといったよう  
に私は感じております。確かに少ない人数であれもこれもというのはなかなかこなせる部分  
ではないと感じております。何とかそういった部分も減らしながら、私も様々あちこちの方  
に相談して、今後どうしたらいいのか、様々なご意見をいただきました。

その中で、様々な意見の中で一つ参考になったのが、町としてはやはりリーダー的な存在  
であってほしいといった話は一番多かったように感じておりますし、そして町として主体的  
に取り組めないのであれば、みかわ振興公社として企画をしてはいかかでしょうかといった

ようなご意見が多くありました。当然、みかわ振興公社に関しましては、いろり火の里周辺の賑わいの確保や収支の確保面からもそうするべきかと感じますが、企画調整課長でいいのでしょうか、すみませんけれども、見解を伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 納涼祭に関しましては、みかわ振興公社として今年度の実行委員会にも職員2名が加わり関わってきたというようになっている現状であります。当然その中で実行委員として当日の準備から片づけまで職員が関わったというように聞いておりますが、ただいま議員から提言があったように、みかわ振興公社として主体的に関われないかというようなことでありましたが、これにつきましてはみかわ振興公社側の考えもあるでしょうし、確かにいろり火の里が現在の会場地というようにはなっているわけではありますが、この納涼祭がずっといろり火の里で行われるのかどうか。過去には三川町公民館の敷地での開催があったということもありますので、そういった部分も考えながら納涼祭が盛大に開催されることを期待しつつ、今後の検討課題かなというようには思っております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） ぜひ考えられる点をすべて出し尽くしながら、継続が最優先だと私は思っております。当日私も行きましたけれども、隣に当町内会の会長も出席しておりました。もう本当に感動して、三川町でこれだけの祭りがあったのかと、ぜひ今後とも継続してほしいといったような願いを言っておりましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、納涼祭の反省会では、先日実行委員会の反省会があったと聞いております。その旨の反省点などで意見が出された部分としましては、観光協会だけでなく各担当課を超えての参加はできないかといった話も出たと聞いております。特に各課におかれましては、皆さん大変お忙しい部分は十分に承知しておりますけれども、これに関しましては町民があれだけ集まる祭りもやはり私はないと思っております。ぜひ町民に宣伝できる恰好の場と考えておりますので、例えば健康福祉課であれば健康増進に関してのそういったチラシ配りとか、また様々な企画を考えていただければと思っておりますので、ぜひ実行委員会の反省会が出た意見でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

特に現在では、商工会青年部や青友、来夢来人の学生も多く協力している三川町として祭りの一番の夏の風物詩だと思っております。特に近隣市町のように大きな花火大会や盆踊りなどのイベントもない中、次世代に残す思い出づくりとしまして、三川町として本当にこれでいいのでしょうか。若者が元気な町は活気にあふれています。決して若者はまちづくりに関心がないわけではありません。これぞ三川町として定着できる祭りをともに考え、次世代にバトンタッチできればと考え、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（志田徳久議員） 以上で1番 小野寺正樹議員の質問を終わります。

次に、4番 佐久間千佳議員、登壇願ひます。4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員）

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| <p>1. 地域福祉の充実について</p> | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 地域社会のつながりや、地域に対する関心の希薄化が懸念される中、地域福祉活動の進展が将来のまちづくりに大きく影響すると考える。三川町地域福祉計画（第4期）の推進に向けた現状と課題を伺う。</li><li>2. 社会福祉センター内にある「みかわつながるステーション」の活用状況と今後の取り組みについて伺う。</li><li>3. 各ボランティア団体の拠点として設置された「ボランティアセンター」の設置効果と課題について伺う。</li><li>4. 地域食堂やフードドライブについて、多様な人との交流の場の提供や、助け合いの機運向上に資すると考えるが、基本方針と今後の展開について伺う。</li><li>5. 更なる充実を図るには拠点施設の機能整備、強化が重要と考えるが、社会福祉センターを設置している施設の活用、長寿命化、改修等の計画について考えを伺う。</li></ol> |
|-----------------------|--|

令和5年第5回三川町議会定例会において、通告に従い質問をいたします。

一つ、地域福祉の充実について。

地域社会の繋がりや地域に対する関心の希薄化が懸念される中、地域福祉活動の進展が将来のまちづくりに大きく影響すると考えます。三川町地域福祉計画（第4期）の推進に向けた現状と課題を伺います。

社会福祉センター内にある「みかわつながるステーション」の活用状況と今後の取り組みについて伺います。

各ボランティア団体の拠点として設置された「ボランティアセンター」の設置効果と課題について伺います。

地域食堂やフードドライブについて、多様な人との交流の場の提供や、助け合いの機運向上に資すると考えますが、基本方針と今後の展開について伺います。

更なる充実を図るには拠点施設の機能整備、強化が重要と考えますが、社会福祉センターを設置している施設の活用、長寿命化、改修等の計画について考えを伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

地域福祉の充実について、1点目の三川町地域福祉計画に関するご質問であります、本



計画は「誰もが生きいきと自分らしく健康で安心して安全に暮らせるまちづくり」を基本理念として、福祉のまちづくりや人材育成など、四つの基本目標を掲げ、広範囲にわたる施策に取り組んでいるところでもあります。しかしながら、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響により活動の縮小や中止せざるを得ない状況が続き、地域社会との関わりが課題となっている中、人間関係の希薄化が強まったのではないかと危惧しているところでもあります。

本年5月に感染症の位置付けが第5類に変更されたことにより、町民の方々からは、活動の再開を望む声や活動自粛による地域コミュニティの活力低下を心配する声も聞こえてきている中、ようやく活動が再開されてきているところでもあります。今後ともアフターコロナの中で、すべての人が健康でいきいきと安心して暮らせる「地域共生社会」の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。現代社会においては、高齢化、一人暮らし、介護、虐待等、家庭や地域で抱える問題が複雑かつ複合化し、行政サービスだけでは解決が困難であることから、住民によるボランティアへの期待が大きくなっております。そのようなことから、ボランティア活動の推進、連携、また、人材の発掘の取り組みを強化するため、社会福祉協議会が改めてボランティアの拠点「みかわつながるステーション ボランティアセンター」を設置したところでもあります。課題といたしましては、ボランティアの高齢化や人材の確保、活動内容の充実等がありますが、福祉センターロビーへの看板の取り付け、ボランティアルームや活動紹介コーナーの新設等、ボランティア団体の活動強化や町民への啓発を図っているところであり、今後ともその活動を支援してまいりたいと考えております。

次に、4点目の地域食堂やフードドライブに関するご質問ですが、この取り組みも社会福祉協議会が生活困窮者を中心に、生活改善や暮らしを立て直す一助とするため、また、地域社会との繋がりを深めるとともに、町民のボランティアの機運を高めることを目的に実施しているところでもあります。今年度においては、地域食堂は8月と11月の2回、フードドライブは8月から開催しており、来年度以降も継続して実施できるよう社会福祉協議会と共に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、5点目の社会福祉センターの長寿命化計画等に関するご質問ですが、社会福祉センターは昭和59年に建設され39年が経過しており、これまでも老朽化による改修とともに、町民の利用形態の変化や要望等を受け、社会福祉協議会が中心となり対応してきたところでもあります。今年度においては、空調設備の改修工事に取り組んでいるところですが、今後とも地域福祉の拠点施設としての機能が十分発揮できるよう、その整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは再質問をさせていただきます。現在、多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を踏まえて創意工夫を凝らした独自の事業に取り組んでいらっしゃるというように認識しておりますけれども、またその中心を担う社会福祉協議会は社会

福祉法第 109 条によって、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と定められておりまして、全国すべての都道府県と市町村に設置することが義務づけられているということでもあります。社協いわゆる社会福祉協議会ですけれども、こちらは民間の非営利団体ということで一応確認をしておきたいと思いますが、同法第 107 条で地域福祉計画の策定が自治体には義務付けられており、地域福祉推進の中核としてその計画に社会福祉協議会が位置付けられているということの観点から質問をさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いたします。

その地域福祉計画の中の町長答弁にもありましたが、四つの基本目標のうち連帯感に関する方策がございます。町内会、地域の形成とありまして、近所付き合いの推進であったり、住民同士の交流の場の創出が謳われているわけでありまして、コロナ禍にある令和 4 年 3 月に第 4 期の地域福祉計画を策定していることから、やはりコロナ禍の影響ということを加味した計画をされているのではないかとこのように思われますし、このコロナ禍の影響はその計画の推進にはどのような影響があるかということをもまず 1 点、本町として捉えられているのか。その影響についてと、あと、その計画の推進状況について再度確認したいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 地域福祉計画の進捗状況ということでございました。様々な活動をしているところでありますが、先程ご質問にありました連帯感に満ちたコミュニティの形成というところでお話をさせていただきますと、例えば町内会単位の自発的活動である 100 歳体操、それからコミュニティカフェでは、新型コロナウイルスの感染症の影響から回数を減らしたり、感染症に留意しながら実施しているところでございます。また、民生児童委員の活動も、高齢者は感染すると重症化リスクが高いということで、個別の訪問も控えながら活動を実施してきたところでございます。昨年度から開催した「よれちゃ家」も大変好評で、参加者から大変喜ばれているという状況でございます。

しかし、先程の質問の中でもありましたように、これまでの新型コロナウイルス感染症の影響は大変大きく、活動の中止、縮小、そういったところで人に会って話す機会の減少等により、地域の中での人間関係の希薄化が強まってしまったと認識しているところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） それでやはりこの新型コロナウイルスというものが第 5 類に移行したと言いましても、やはり特效薬というものがまだ世の中に広まり切れていない状況ですと不安の方が大きくなりまして、町で開催する事業に関してはある程度信頼性を持って参加できるというような認識が広まっているのかなというように思いますけれども、町内会単位ですとかその他の単位で行う場合、やはりその時期の新型コロナウイルスの広がりという影響がかなり大きく事業の開催判断に及ぼしているのかなというように思われます。

例えばですけれども、敬老会等ですね、やはり危険性が高いと思われるような状況においては中止せざるを得ないというようなことが、簡単に中止という判断になってしまっていて、

町内会単位での事業であったり、地域の繋がりというのがまだまだ繋げない状況にあるというのが現状だと思われます。

その中で、この計画を推進するにあたって、やはり町としても例えば新型コロナウイルスの感染状況ですとか事業の安全対策ですとか情報提供しながら安全対策をした上で町内会事業であったり、そういったものを開催できるというような情報提供であったり、そういった支援というものが考えられるのではないかなというように思いますけれども、その辺の開催の支援というものに関しての考えをお伺いできればと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 町内会単位の事業を開催する際の支援ということでございますが、例えば毎月自治振興会議が開催されてきて、町内会長と顔を合わせる機会があるわけですが、そういった際にやはり同じような質問が町内会長の方からもございました。その際は、やはり町としては換気を十分行ってほしいということで、啓発的にお話をさせていただきました。庄内保健所の方からも今も熱中症対策でエアコンを付けるというところで窓を閉め切ってしまうと新型コロナウイルスが拡大しているというようなお話もあるところでございまして、やはり大切なのは換気だということで話を聞いております。自治振興会議等を活用しまして、そういったことをお話しておりますし、町のホームページそれから広報等を使って換気の対策が必要だということで、まずはお話をして情報提供に努めているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ぜひそういった町内会単位での事業の開催に関しては、町としてもできる範囲での支援をお願いしたいと思います。これ何年もやはり中止しておりますと事業自体の継続性がかなり難しくなってくるのかなと思われまので、今新たに作るということも考えられますけれども、やはりこれまで行ってきた事業の重要性というものも継承する必要があるかと思われまので、その辺の支援できる範囲でお願いしたいというように思います。

みかわつながらステーションの方の質問に移らせていただきたいと思いますが、これ以前も違う会議で確かお話をお伺いしたかと思いますが、いま一度お聞きしますが、そのつながるステーションの場所では子どもたちが勉強をしたり、様々な世代の人たちと交流するような姿が見てとれたわけでありませうけれども、そのつながるステーションの子どもの場というのがテオトルでも同じような形でできているのかなと思います。社会福祉協議会というところで行う事業と、町の社会福祉部門ではないかもしれませんが、交流の場という部門で行っているところがこんなに近くにあって、事業の競合といいますかつながるステーション自体の目的が薄まってしまうのではないかなというように思いますけれども、その辺テオトルとの競合について見解をお伺いできればと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） まずそのつながるステーションというものは、今回ボランティアセンターを強化するにあたってのキャッチフレーズ的なイメージで考えた文言でござ

います。そういった中で、社会福祉協議会のロビーを使ったり、そこを総括的にボランティアセンターということで、今年度から活用するということでスタートしたところです。

社会福祉協議会の主な利用者としては、やはり高齢者だったり子どもたちというもあるかと思えます。そういった対象者がにぎやかに活動できる場というところは、いくつあっても私はいいのかなと思えます。そこが福祉センターであったり、それがテオトルであったとしても、子どもたちのにぎわい、それから高齢者の元気な姿、そういったところが目に見える機会が多くあるということは、町の活性化に繋がることなのかなと思うところであり、今後ボランティアセンターの強化を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ボランティアセンターに関しては、玄関ホールを交流の場として活用できるようにレイアウト変更されて、交流の場というところも目的の一つになっているようでありますけれども、失礼しました、つながるステーションですね。みかわつながるステーションに関しては、そういった交流の場としての意味合いを持たせているということもあるようでありますけれども、近くに同じようなところがあって、選び放題で大変良いのかなと思えますけれども、ぜひ有効活用を図れるように、今後とも事業展開していただければというように思います。

そこにありますボランティアセンターの件でありますけれども、やはりボランティア活動を、より情報発信をして、町民の方々にこういった活動しているんだということをより発信する必要があるのではないかなというように思います。ボランティアセンターでボランティアの団体の方たちが集まって連携を模索するというのはもちろん大変有効な手段だと思えますけれども、その中でも町民に対して対外的に情報を発信するということは、更なるボランティアの方の意識を高めたり、参加意識を向上するということが考えられるのではないかなというように思いますけれども、そういった活動がより身近に感じられる情報発信のあり方について、どのようにお考えになるかといいますか、どのような支援を社会福祉協議会とは協働という立場にあらうかと思えますので、どのような考え方でその発信について町は考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 今回のボランティアセンターの強化ということで4点実は行っております。一つ目として、ボランティア団体が打ち合わせや自由な話し合いをする場ということでボランティアルームの設置、ボランティアセンターの事務局を社会福祉協議会が担っているため、ボランティアに関する様々な相談を受け付けるということで相談受付、それから今ご質問がありましたボランティア団体の活動紹介ということで、活動紹介コーナーを新規に設置しております。それから単独では実施できないことをコーディネートすることでボランティア団体の連携を図り、協力して実施できるようにすることでボランティアのコーディネート、この4点をボランティアセンターの強化の内容ということで取り組みを行っています。

今、ご質問がありました情報発信ということでございましたが、活動紹介コーナーにボラ

ンティア団体の様々な活動をイラスト、それから写真を使って紹介をするように努めています。検診あるいは施設の利用者がその紹介コーナーを見ることによって、新たにこういった活動しているんだという啓発にも繋がり、新たなボランティアの興味を持ってボランティアをしたいという方が少しずつですが増えてきているというような状況も聞いております。町として社会福祉協議会側の考えもあるとは思いますが、まず一緒に取り組みを行っていききたいなというように考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） その情報発信に関しましてはパネル展示されていたかと思われませんが、やはり現地に行かないと分からないということでした、SNS等を使って情報、こういった活動を今日していますよというような最新の情報をこまめに上げられるような形で何とか体制できないものかと。そうしますとこういった活動をしているんだという様々な活動に関して、その見に来られる方だけではなくて、そのSNSと通じた人たちが興味を持てるような、ボランティアに興味を持てるような仕組みが何とか作れないものかなというように思います。

若者に関しても、ボランティア活動に参加できるような仕組みというものがやはり必要ではないかなと思いますけれども、先程の一般質問にもありましたが、来夢来人をそのまま中高生以上に延長といいますか、また違う枠組みで成人版になろうかと思っておりますけれども、そういった繋がりを何とか生かせないものかと思っておりますけれども、その若者のボランティア参加の仕組みについて町としてはどのようなことを考えているのか、お伺いできればと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 若者のボランティア参加ということでございましたが、まず例えば今年度令和5年度ですが、町の方ではボランティアの養成講座ということで実施しました。ボランティアの入門講座ということで13名の方が参加して実施しております。やはりボランティアというものは自発性を持って活動するということもあり、今の多様な社会の中で、いかに自分の時間を見つけてボランティアに取り組んでいくのかということ、やはり自発的な気持ちに訴えていくということが重要になるのかなと思っております。

そういった中で、来夢来人の活動をしてくださっている方々を繋いでいくということもやはり大切になるのかなと思います。まちづくりの主役は町民であり、町を作るためには人づくりからというように言われていることもありますので、ボランティア、その中高生からそういった子どもたちを大切に育てていくということが、やはり重要な繋がりを持っていくことで、ボランティアが繋がっていくということになっていくのかなということは、私も同感であります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 福祉活動以外のボランティアに関しましても、やはり若者の力というものが大変重要になってくるかと思っております。先程の納涼祭に関しましても、若者のボランティアをやはり募って活動できるような仕組みというものが、他の福祉分野でのボラン

ティアへの繋がりにもなろうかと思えますし、自発的と言われましても、やはり情報の量が多い現代では、積極的に情報発信していくことこそが気づきに繋がるのではないかなと思えますので、その辺の取り組みについても、ぜひ支援等の検討していただければなというように思います。

続きまして、地域食堂の関係なんですけれども、町長答弁によりますと、生活困窮者での目的があると、対応に関しての目的があるという答弁でありましたし、これによってボランティアの機運も高まっているというような答弁であったかと思われませんが、まずは本町においてこういった地域食堂、子ども食堂になるかもしれませんが、そういった必要性といますかそういった事象といますか、それは広がっているのかどうか。町としての見解がもしあればお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 地域食堂の広がりということでございましたが、やってみたくとかどうやったらできるんだというような声が社会福祉協議会の方に入ってきているというような声は私の方にも届いております。今回初めて地域食堂を実施したところでございますので、今回の様子を見てボランティアで協力したいというような声も新たに入ってきております。そういったことで、今後の広がり期待するということでございます。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） このフードドライブ等に関しましては、当初はフードロスであったり環境問題というのが主な目的ではなかったかなというように思っております。こういった福祉としての認識が広がっているように感じますけれども、やはり本来の目的に近づけた形の方がより参加しやすいのではないかなというように思います。言い方は語弊を生むかもしれませんが、施しをするという気持ちよりはお互いさまというような精神の醸成の方がより広がるのではないかなというように思えますので、その辺の検討を、今後事業展開する際には検討していただければなと思えます。

最後の質問になりますけれども、先程来ボランティア拠点であります。この福祉センターに関しまして、やはり事務的な設備が少し弱いのかなというように思っておりました。例えばWi-Fi環境であったりプリンターであったり、そういったものが少し設備的には弱いのかなど。町の所有物ではないというようなことでありましたけれども支援しているということで、やはり今後こういった活動を支えるにはインターネット環境、Wi-Fiの整備であったり、タブレット端末を設置してこのデジタル・ディバイド対策といいますか、より身近に触れていただくような対策としても有効ではないかなというように思えますけれども、この整備に関しての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） ボランティアセンターの機能強化という観点からのお話になったかと思えますけれども、ボランティアセンターを活用する団体からの要望があれば社会福祉協議会と連携をとりながら調整・検討をしなければならないと考えております。Wi-Fiに関しても今後の使い勝手を考えると、ネット環境の整備についてはやはり必要に

なってくるのかなと思うところもございます。

デジタル・ディバイドのことに關してですが、やはり社会福祉センターは高齢者が集まりやすい施設ということもありますので、そこを使ってそういったパソコンだったり、スマートフォンだったり、タブレットを使う機会を設けるというのは、一つの環境整備の方法のかなとは思いますが。今後のデジタル社会の中で、活用方法の一つとして参考にさせていただければと思います。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 最後になりますけれども、福祉センターの建物自体の耐震基準を満たされているかと思えますけれども、今後の改修計画等をやはり今後見据えた上で診断等をした方がよいのではないかなと思えますけれども、その支援についてお伺いしたいと思いますし、39年経過されているということでやはり今後20年後ぐらいの建て替えに関しては早目に計画を立てていかなければならないのかなと思えますけれども、その計画等の策定をどのタイミングで行っていかれるのかどうか。その考えがあれば、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 社会福祉センターの長寿命化調査ということで、やはり必要があればその必要な時期に行わなければならないのかなということは私も同感であります。町の公共施設等総合管理計画と調整しながら、計画的に実施しなければならないのかなと思えます。

○議長（志田徳久議員） 以上で4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午後 6時58分)

○議長（志田徳久議員） 再開します。 (午後 7時10分)

○議長（志田徳久議員） 次に、5番 砂田 茂議員、登壇願います。5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員）

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1. 自治体DXへの取り組みについて | 1. 行政手続きのデジタル化を進めることにより、住民生活はどのように変化していくのか伺う。  |
|                    | 2. 令和3年度から令和7年度までの5年間とする「三川町DX推進計画」の進捗状況を伺う。   |
|                    | 3. 情報システムの標準化・共通化に必要な基幹系システム全体の再構築にあたっての課題を伺う。 |
|                    | 4. 全国で問題が多発しているマイナンバーカードの取得促進に対する考え方を伺う。       |

5. 自治体DXのメリットは広く伝えられているが、デメリットはないのか伺う。

2. 学校のトイレへの生理用品の常備について 1. トイレトペーパーと同じように学校のトイレに生理用品を常備することに子どもの尊厳という視点からの考えを伺う。

2. 学校のトイレに生理用品を常備することでの課題を伺う。

令和5年第5回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問をいたします。

質問事項1、自治体DXへの取り組みについて。

行政手続のデジタル化を進めることにより、住民生活はどのように変化していくのか伺います。

令和3年度から令和7年度までの5年間とする「三川町DX推進計画」の進捗状況を伺います。

情報システムの標準化・共通化に必要な基幹系システム全体の再構築にあたっての課題を伺います。

全国で問題が多発しているマイナンバーカードの取得促進に対する考え方を伺います。

自治体DXのメリットは広く伝えられていますが、デメリットはないのか伺います。

質問事項2、学校のトイレへの生理用品の常備について。

トイレトペーパーと同じように学校のトイレに生理用品を常備することに子どもの尊厳という視点からの考えを伺います。

学校のトイレに生理用品を常備することでの課題を伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 砂田茂議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項2の学校のトイレへの生理用品の常備に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の自治体DXへの取り組みについて、1点目の行政手続のデジタル化による住民生活の変化に関するご質問であります。三川町DX推進計画には四つの基本理念があり、その一つ目は、町が担う行政サービスにおいてデジタル技術やデータを活用し住民の利便性を向上させることでもあります。二つ目は、デジタル技術やAI等の活用による業務の効率化を進め、人的資源を行政サービスの更なる向上に向けることであり、三つ目として、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進し、行政の効率化・高度化を推進すること、四つ目として、多様な主体との連携により民間のデジタルビジネスなど新たな価値等が創出されることでもあります。今後、新たなデジタル技術を積極的に活用することにより、行政手続において簡便化・効率化、利便性の向上といったことが見込まれるところであります。



次に、2点目の三川町DX推進計画の進捗状況に関するご質問ですが、計画の中の大きな柱として、情報システムの標準化・共通化と行政手続のオンライン化があります。この二つにつきましては、計画スケジュールのとおり令和5年度中に一部手続のオンライン化を開始し、令和7年度には標準化・共通化システムに移行する見込みであります。その他、AI導入についても役場内部で実証実験を開始したところであり、デジタル格差対策については高齢者を対象とした講座を引き続き開催していく計画であります。また、地域社会のデジタル化につきましては、国、県と連携しながら民間企業等に対する促進活動を継続して行っていきたいと考えており、DX推進計画全体の進捗としては、概ね予定どおりに進んでいる状況であります。

次に、3点目の基幹系システム全体の再構築にあたっての課題に関するご質問ですが、再構築にあたってはシステム移行や改修、維持管理に伴うコスト、データ連携及びセキュリティ対策に係る人材の確保が課題となっているところであります。

次に、4点目のマイナンバーカードの取得促進に関するご質問ですが、国がめざす安全・安心で利便性の高いデジタル社会の実現と効率的な行政運営にあたって、マイナンバーカードは基盤となるものであることから、カードの必要性、安全性、利便性について丁寧な説明を行いながらカード取得率の向上を図っていく必要があるものと考えております。

次に、5点目の自治体DXのデメリットに関するご質問ですが、一般的には、システム導入や運用に係るコストと時間の増大、個人情報や機密情報を取り扱うことから生じるセキュリティリスクの高まり、デジタル人材や住民理解の不足、デジタルに不慣れな方に高いハードルが生じることなどがデメリットとして挙げられます。一方、DXの取り組みを行わなかった場合には、近隣自治体との行政サービスの格差が生じるものと捉えており、こうしたデメリットを踏まえた上で自治体DXを進めていく必要があるものと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 砂田茂議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項2の学校のトイレへの生理用品の常備に関しまして、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

現在、町内の学校現場において、生理用品については保健室に常時保管し、必要な児童生徒から申し出があった場合に無償で使用するができるようにしております。そのようなことから、学校のトイレへの生理用品の常備については、管理上、また衛生上の問題など課題もあることから、現時点では考えていないところであります。

また、保健室で生理用品を受け渡すときには、養護教諭が子どもの尊厳についても十分配慮するよう心がけ、声をかけながら手渡しするようにしております。今後とも、経済的な理由はもとより、急遽必要となった場合も含め、すべての子どもたちが心身の健康を維持し、安心して学校生活を送ることができるよう環境整備に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） では、自治体DXの取り組みについて伺います。「DX（デジタルトランスフォーメーション）」、デジタル化を進めて生活をより良くしていくということのようですが、国が新たな政策を進めようとするときには、その中にカタカナ言葉が多く使われてその意味が理解できないうちに何かどんどん進んでいく、そのように感じております。

デジタル化を進めることによって、利便性、業務の効率、高度化、民間の活力という4点ご答弁ありました。自治体が進める多くの施策は、地域の活性化に結びつくようにすることが重要だと思います。行政の手續のデジタル化によって住民の利便性の向上が謳われていますが、利便性の向上は、そして自治体DXは地域が抱える課題解決に繋がるのか。また、地域の活性化に繋がるのか。その辺の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） デジタル化と一言で言いますが、幅広い分野にわたるものというに捉えております。砂田議員からご質問があったように、自治体でのデジタル化はもとより民間事業者の中でもこういったデジタル化を進めている状況というように捉えております。さらに、それが広がれば地域全体でもそのデジタル化というものの恩恵が受けられるようになり、そういった中で住民がデジタル化によって様々な利便性を享受できるというように捉えております。

具体的な例で申しますと、キャッシュレス決済などが一番良い例ではないのかなというように捉えております。こういった部分につきまして、数年のうちに幅広く広がり、そういった部分で国民一人ひとりが様々な面で利便性を感じているものというように捉えておりますので、今後の自治体DXを進めていく波及効果として、キャッシュレス決済と同じような効果が出てくるのではないかと期待しております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） これから先デジタル化が進むことによって住民生活が向上していくだろうというようなご答弁をいただきました。DX推進計画、その進捗状況は予定どおり進んでいるということでした。今後のスケジュールも示されておりましたが、このスケジュールに無理はないのか都度検討がこれからも必要であると思います。

また、標準化・共通化の課題について、国による標準化・共通化のシステムで、自治体が独自に行ってきた、例えば住民税の減免や医療費の無料化など、行政サービスの継続ができなくなったり、継続するにはまた新たに自治体が費用を負担して特注で加えていかなければならないというように少し心配するところです。財政負担、作業負担がのしかかってきて、地域、三川町の実情に即した施策を進める地方自治の役割が制限されるのではと危惧しているところです。このようなことはあってはならないと思いますが、これについての見解をお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） システムの標準化・共通化という部分でありますけれども、国の方では自治体に関する20に関わる業務、こういった日本全国统一した様式にして

いこうというように考え、現在各自治体はその準備を行っているところであります。そういった共通する自治体の事務については、当然標準化・共通化することに特段問題はないわけですが、ただいま議員ご質問のとおり町独自の施策という部分については、やはりその自治体での取り組みということで、何らかのシステムに係る変更なり追加なりという部分が出てくるかと思われませんが、現時点で細かいそういった詳細な部分についてはまだ把握しておりませんが、今後そういった手続が必要になればその都度変更なり修正を行っていきたいというように考えております。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 享町民課長） ただいま砂田議員からの質問にありました自治体独自で行っている税の減免等への影響ということでございますが、こちらは標準化・共通化された場合でも影響はないものというように考えております。

○議 長（志田徳久議員） 5 番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 私はこれから先が少し心配なところがあります。続いて、マイナンバーカード促進について伺っていきます。これまで全国でマイナンバーカードをめぐるトラブルは大きく整理すると今まで7点ほどあったと思います。一つ目は、自治体コンビニ交付サービスでの住民票や戸籍証明書など誤った交付。それから二つ目は、マイナ保険証に別人の情報を紐付けた誤登録。三つ目には、公金の受取口座を他人のマイナンバーカードに紐付けた誤登録。四つ目は、マイナポータルで他人の年金記録が閲覧可能になっていた。五つ目は、マイナンバーと障害者手帳情報の紐付けミス。それから六つ目は、マイナポイントが別人に付けられた。最後七つ目には、マイナンバーカードそのものが別人に交付されたなどが発生しています。

マイナ保険証の別人紐付けは、これまで厚生労働省が明らかにしているだけでも7,372件に上っていると報道されております。別人の情報に基づいて医療行為や薬が投与されたら病状の悪化や生命の危険にも繋がりがかねない。さらには医療機関でマイナンバーカードでは無効や該当なしといったエラー表示がされてオンライン資格確認ができず、窓口で10割負担を求められるという問題も発生しているという報道もございます。

そこでお聞きしたいのですが、本町でのマイナンバーカードの交付率と、その交付に対する保険証が紐付けられている割合はどのくらいになっているのか、お聞かせください。

○議 長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 享町民課長） 本町における7月末現在のマイナンバーカードの交付率は73.56%という形になっております。なお、マイナンバーカードとそれから保険証との紐付けの件数、割合ということでございますが、こちらにつきましては、一元管理できるシステムがございませんで、当方で把握していないところでございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 5 番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） これまで様々な紐付けミス、誤った登録に対して人為的なミスを指摘されることが多くありました。情報の紐付けも手入力で行うという、つまりアナログ、そうすればヒューマンエラーが起きるのは当然だと私は思います。また、健康保険組合が住民

基本台帳ネットワークのデータベースで氏名、生年月日、性別、住所などの照会を行い、個人を特定する際も不一致となるケースがあり、住民基本台帳の住所登録が大文字、小文字、何丁目何番地、またアパートの名称のあり・なしなど、一部でも違えば正しい照会結果が表示されない。したがって、市町村と町名ぐらいに限定して照会を行う、すると同姓同名だったり同じ生年月日だったりする複数の該当結果が出る。その中から個人を特定していく誤った登録が起き得る仕組みとなっている。このように、マイナ保険証の紐付けには構造的な欠陥があり、制度設計に問題があると指摘されております。

みかわ広報8月号には、自治体DXの取り組みの中で、マイナンバーカード促進に努めますとありますが、その際には健康保険証機能を持つとされるマイナ保険証を勧めていかれるのか伺います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 享町民課長） マイナ保険証の取り組みにつきましては、先程の町長答弁の中でもありましたとおり、まずは安全性・利便性の高いデジタル社会の構築、それから効率的な行政運営に必要な基盤であるということでございますので、国と歩調を合わせながら必要性、安全性、利便性について丁寧に説明して進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 私もデジタル化とかIT利用の促進は時代の流れだし必要と思います。でも、それはみんなが個人情報の問題で安心して使えるようになることが大前提だと思います。保険証をめぐるトラブルは信頼関係を壊している。デジタル化に対して大きなマイナスになっていると思います。そんな中でも自治体DXの取り組みはメリットは伝えられてきました。先程の町長答弁でもセキュリティの問題、それからデジタル格差をこれからどうしていくか等々の問題があるというように伺いました。

どうしてもデジタル機器になじめない、それからできない、したくない、そういう方はいらっしゃると思います。そして、窓口業務は住民を行政サービスに繋ぐ大きな役割があり、様々な困難を抱える人のちょっとしたサインを窓口でキャッチし、支援するために様々なセーフティネットに繋いでいくというとても重要な業務であり、そういう業務にあたっている職員の皆さんには本当に敬意を表したいと思います。DX化によって窓口の縮小、無人化でセーフティネットの機能が狭められることがあってはならないことだと思います。これからも窓口で職員と住民が対面できる体制はしっかりと確保していただきたいと思います。

続いて、学校のトイレへの生理用品の常備について伺いたいと思います。生理の貧困は、新型コロナウイルス感染症が流行するずっと前からある問題でした。コロナ禍で、より見えるように可視化されて社会問題となりました。内閣府が発表した女性活躍男女共同参画重点2021の中で、生理の貧困に対する取り組みをすると明文化されました。生理のタブーという言葉はありますが、社会の認識も変化してきて、生理に対する意識が高まってきているものと思います。

トイレットペーパーは男女を問わず、どこのトイレの個室にも置いてあるもので、学校の個室トイレにも当然置いてあります。子どもたちに不便がないように安心してトイレ使用ができるように置いているものと私は思いますが、なぜ学校の個室トイレにはトイレットペーパーを置いているのかお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 学校でトイレの方にトイレットペーパーをなぜ置いているのかというご質問かと思いますが、当然トイレの方で用を足した後に処置をする必要性があるということで、トイレットペーパーの方は衛生用品の一部という形で常備されているものというように認識をしているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） トイレに入ったらトイレットペーパーがなかったら、これはちょっと想像したくもありませんが、生理用品も女性にとってはトイレットペーパーと同じように日常的に使うものです。子どもたちが安心して学校で過ごせるようにすることが大事で、貧困の問題だけでなく、生理に困ったときトイレに生理用品があることで、子どもたちと先生の信頼関係を強めることにも繋がると思います。子どもたちが安心して自分の身体と付き合える環境づくりという点からも重要だと私は思います。

思春期の月経は周期も不安定で、いつ来るか分からないという性質のもので、月経周期のことを習っても十分に理解できない面もあるのではないのでしょうか。そんなときトイレに行って生理用品があると分かっていたらどれほど安心して過ごせるのでしょうか。保健室に取りに行けばいいという大人目線の発想を変えていただきたいと思います。申し出があれば、子どもからくださいと言われればやる。それで特段支障はない。ほしいけれどもすべての子どもがくださいと言えるのでしょうか。保健室でもらうのは恥ずかしいなどハードルが高いと感じる子どももいると思います。心理的負担がなく、学習、学校生活に専念できるように大人が考えなくてはならないことだと思います。

子どもたちは月経という身体の現象に出会ったばかりで戸惑いも大きいものと思います。また思春期ゆえの恥ずかしさは誰もが経験して分かっていることです。子どもにも当然プライバシーはあります。子どもの尊厳を重く受けとめるという点からしても、保健室に取りに行きなさいという申請主義のようなことではなく、いつでもトイレにあるという温かみのある方式を子どもが言わなくても大人側から配慮して用意すべきと思いますが、いかがでしょうか。再度お考えをお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） トイレの方に生理用品が常時設置されているということで子どもの尊厳が保たれるというようなお考えも理解できるところでございます。ただ、それとはまた別に、初めて生理を迎える子どもたちが多い今の小学校高学年、そして中学校の年代の中で、そういった生理を迎えた際の不安でありますとか、対処について養護教諭がその状況を聞き取って子どもに寄り添った形で対応するというのも尊厳に対しての配慮というようにも理解をしているところでございます。

今の三川町の学校の方では保健室の方に常備し、養護教諭がそれぞれ子どもたちが必要な際に手渡しをするという方式をとっております。身体の仕組みでありますとか健康管理の方法について、丁度そういった時期に子どもに寄り添った相談体制を優先しながら、子どもが安心して学校生活を送れるような対応というものも尊厳に対して配慮するものというようにも理解しておりますので、本町といたしましては当面まずは現在の形を維持してまいりたいというように考えております。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 私は子どもの健康、子どもの尊厳、子どもの気持ちを汲み取った対応をしていきたいと申し上げ、質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 以上で5番 砂田 茂議員の質問を終わります。

次に7番 鈴木重行議員、登壇願います。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員）

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1. ふるさと応援寄附金について | 1. ふるさと応援寄附金は、当町にとって貴重な自主財源確保策と考える。近年の実績の推移とこれまでの取り組みについて伺う。                    |
|                  | 2. 総務省より10月からの制度改正が示されているが、内容とその影響、対応について所見を伺う。                                 |
|                  | 3. 寄附者を増やすには、プロモーションの強化、ポータルサイトの充実が重要と考える。好調な自治体では中間事業者への委託も行われているが本町での取り組みを伺う。 |
|                  | 4. 専任の地域おこし協力隊を設置して返礼品となる特産品の開発、普及に取り組むべきと考えるが所見を伺う。                            |
|                  | 5. 寄附者獲得のための町独自の取り組みが必要と思うが、考えを伺う。  |

令和5年第5回三川町議会定例会において、通告に従い、質問をいたします。

ふるさと応援寄附金について。

ふるさと応援寄附金は、当町にとって貴重な自主財源確保策と考えます。近年の実績の推移とこれまでの取り組みについて伺います。

総務省より10月からの制度改正が示されていますが、内容とその影響、対応について所見を伺います。

寄附者を増やすには、プロモーションの強化、ポータルサイトの充実が重要と考えます。好調な自治体では中間事業者への委託も行われていますが本町での取り組みを伺います。

専任の地域おこし協力隊を設置して返礼品となる特産品の開発、普及に取り組むべきと考えますが所見を伺います。

寄附者獲得のための町独自の取り組みが必要と思いますが、考えを伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

ふるさと応援寄附金について、1点目と5点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

初めに、本町における寄附金額の近年の実績につきましては、令和元年度の約7億2,000万円をピークに減少傾向にあり、今年度においては、3億6,000万円前後になるものと推計しているところであります。

ここ数年、寄附件数、金額とも減少しておりますが、毎年ご寄附くださる方々を大切にしながら、魅力的な返礼品の提供に努めるとともに、寄附の窓口となるポータルサイトの複数設定や都市部の新聞広告、雑誌広告に掲載するなど、より多くの方々の目に留まるよう、寄附をしていただける環境づくりに努めてきたところであります。

また、特徴的な取り組みといたしましては、望郷みかわ会の総会時における寄附の依頼やSNSを使った町のお米の食べくらべのPR、さらには、寄附者との交流会やサイトを通じた意見交換会を開催するなど、寄附者の獲得に努めているところであります。

次に、2点目の制度改正に関するご質問であります。地方自治体がふるさと納税に使える必要経費について、これまでは送料や事務費など必要経費は寄附金額の50%までであること、そのうち返礼品にかかる費用は寄附金額の30%までとされていたところであります。

今回の改正により、募集適正基準として、必要経費にワンストップ特例事務にかかる経費や寄附金受領証の発行、発送などの付随費用を新たに加え、寄附金額の50%以下とするという制約が加わったところであります。また、地場産品基準が設けられ、熟成肉・精米の返礼品は原材料が同じ都道府県産であることや他の地域産品に地元産品をセットにする場合は地元産品を全体価格の70%以上にするというものであります。

これらによる影響といたしましては、設定寄附金額の増額、返礼品の質やボリュームの見直し等、返礼品の還元率が下がることが想定されております。

また、対応策といたしましては、ワンストップ特例事務にかかる事務経費の見直しを行うとともに、寄附金額や返礼品の内容変更について、寄附者、提供事業者の双方に有益な方法を模索し、寄附件数に大きな影響が生じないように対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目と4点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

近隣市町におきましては、ふるさと応援寄附金業務をそれぞれの市町の特性に合わせ専門部署を設置したり、外部に委託していることについては承知いたしているところであります。しかしながら本町におきましては、返礼品の提供事業者との直接的な意見交換や情報交換を

行うため、産業振興課商工観光係内にふるさと応援推進担当を配置し、一つのチームとして一体となり、成果や課題等を共有しながら業務にあたっているところでもあります。

さらに、要望や苦情等に対しましては、迅速・丁寧な対応に努めており、体制としての専門性は一定の評価ができるものと考えていることから、現時点では特産品の開発、普及に取り組む地域おこし協力隊の雇用は考えていないところでもあります。

なお、本年度における返礼品の登録事業者は35名、返礼品は777品目となっているところであり、今後とも産業振興の観点から、環境にやさしい地域で育てた農産品など、より魅力のある返礼品の開発を支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） それでは再質問させていただきます。本町の令和4年度の決算書を出されておりますけれども、それによれば税収が約10億円に対しましてほぼふるさと応援寄附金と思われる寄附金が3億6,000万円と自主財源の大きな柱として大きなウエイトを占めていると思われまます。午前中の会議の際でも、同僚の議員よりふるさと応援寄附金を活用した支援策の提案がありました。私もこのふるさと応援寄附金の推進によりまして自主財源を増やし、町独自の施策の展開や三川町らしい町民サービスの向上を望むものであります。

一時は7億円を超える年もありましたが、近年は減少傾向とのことで事例を交えながら質問させていただきたいと思ひます。ふるさと納税は平成20年に都会に住む地方で生まれた人が生まれ育ったふるさとに納税できる制度であり、また自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として始まった制度です。様々な改正が行われながら、令和4年度の全国の実績では9,654億円、延べ5,184万件と総務省の調査で確認されています。特に平成27年の改正で寄附金控除額が倍増したことや、ワンストップ特例制度により確定申告が不要になったことから、全国的に受け入れ額、受け入れ件数が大きく増加しています。

本町においても、平成26年には1万件を超える寄附が寄せられ、寄附金も1億円を超えており、以降令和元年の7億円のピークまで毎年3万件から4万件の寄附が寄せられているということでもあります。返礼品事業者をはじめ、地域への経済効果もたらされるとともに、貴重な自主財源として様々な事業に充当されてきました。一時は海も山もなく、特産品の少ない三川町になぜ多くの寄附が集まるのかと新聞報道等で報道されたこともありますが、この好調時の要因といたしまして町ではどのように捉えておるかお伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問にありました好調時、令和元年度でございますけれども、こちらにつきまして先程町長答弁にもございましたが、約7億円を超える寄附額がございました。こちらの要因につきましては、当時依頼をしておりましたポータルサイトですけれども、こちらは当時日本で一番見られておったポータルサイトであったというのが1点でございます。

そのサイトの中で、常に上位に表示になるような形の契約をしておったと。つまり、日本一見られているポータルサイトを開くと、一番初めに上位の方に山形県三川町というものが



表示になるということで、非常に目立つ形の契約になっておったというところが一番の要因であろうと。たくさんの方から目に触れる機会が多かったため、寄附の件数、金額が増加したものであるというように捉えております。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 当時まだ始まったばかりのインターネットでのふるさと応援寄附金の申し込み。また、まだ少なかったポータルサイトの中で目立つような位置付けだったと、それが寄附金の好調の要因だということでありました。

一方、令和元年をピークに、近年は寄附額また寄附件数とも減少しているというようなことでありました。世間では、他の自治体ではですけども、コロナ禍の巣ごもり需要ということもありまして、ふるさと応援寄附金件数、また寄附額ともまた利用者も非常に増えているという自治体が増えている中で、当町が低迷した理由というものは、どのようにお考えかお伺いします。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいま申し上げましたとおりに、令和元年度におきましては日本で一番見られておったポータルサイトでしたが、ポータルサイト同士といえますか、の間の競争といえますか、競合がございまして、これにおいて本町がメインとして契約をしておったポータルサイトが日本一でなくなったという点が1点ございます。

もう1点、もともと先程もご質問がございましたが、本来はふるさとの応援という意識のもとにその返礼品についてはある意味附属の部分でございましたが、いわゆる巣ごもり需要以降につきましてはお得感といえますか、通販まではいかないにしても、地域応援というよりも、どのような返礼品があるのかというのがメインとして寄附をされる方が増えたのかなというようには感じております。

その意味でお話がありましたとおりに本町の場合、いわゆるお肉でありますとか、海産品でありますとか、果物でありますとか、特に目立つ返礼品として有効な品物はございませんで、本町の一番の産品でありますお米、あるいは手作りの手塩にかけた果物、こういったものを返礼品としてこれまでも実施してまいったところがございます。ところが、残念ながら、いわゆるお得感といえますか、その部分については、他の返礼品との競争にはあまり、うまく競争に勝てなかったという部分がございまして、現在は低迷しておるといいう状況にあるというように認識しております。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） ポータルサイトの方でも様々分析が行われておりまして、コロナ禍において寄附額を向上させた自治体の取り組みがアンケート等によって調べられておりました。寄附額を向上させた自治体については、まず約半数ありまして、その多くは新型コロナウイルスの影響によって新しい取り組みを実施したとのことでした。具体的には、新たな返礼品の企画、追加や寄附の使い道に新型コロナ対策医療従事者への支援といったものを追加しているということで、そういった活用方法に賛同していただいた方からの寄附が届いていたというような調査結果もございます。

そんな中、10月から制度改正が行われるということで、厳格化が行われるということであります。これまでワンストップ特例制度の事務費、また、寄附金受領書の発行費用といったものは、経費に含まれなかった。当町でもその分は含まないで計算しておったものかどうか、もともと計算しておれば影響は少ないものかと思えますけれども、これまでどのように経費割合を算出しておったかどうか確認したいと思います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 今ご指摘ありましたとおりに、10月からの新たな返礼品の経費の算定におきましては、これまで経費の算定に含まれておらなかったワンストップ事務の関係費用、あるいは発送等、そういう付随事務、こちらが追加されることになったということでございます。これまでは現時点で総務省で示されております必要経費の算定ということで、本町は算定をしております、それが一時期話題になりましたが、過度な華美な返礼品による競争等が起きないように、国の指針に沿った形での事務の執行をしておったところでございます。ただ、お話がありましたとおりに10月以降につきましても改正になりました必要な事務につきましては、事務費の中に算入して計算をしまいたいというように考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） やはり経費の厳格化というので、何よりも返礼品事業者への影響を懸念しているところであります。先程の答弁には、寄附件数にも影響がないように、また返礼品事業者にも影響がないようにと非常に難しい悩ましい問題ではあろうかと思えますけれども、ぜひ協議いただきまして、お互いに影響の少ないような方策をとっていただければと思うところであります。

また、今回の改正につきまして、肉の加工品の原材料は県内産であれば返礼品として利用可能であるというようなことが示されておりました。地場産にかなり厳しく限られてきた返礼品ではありますが、加工品であれば県内の肉であれば利用できるということでもあります。

先程もネットショッピング化しているというようなお話もありましたけれども、やはりふるさと応援寄附金の返礼品としては、米、次に肉、果物といった三つが非常に人気の高い返礼品となっております。本町でも、関連事業者等支援してまいりまして、その肉の返礼品といったものを増やせないかと思うところでありますが、そういった計画はないのか可能性はないかお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 10月以降の経費の変更につきましては、先程町長答弁でも申し上げましたが、一番想定できますのが現在の寄附金額の増額でございます。そこについては逆にその返礼品の方の内容調整をして、寄附金額総額は変えないで、返礼品の方で調整をするというやり方、あるいはそのボリューム等も含めてですね、というやり方。

これにつきましては現在、返礼品の事業者の方に制度の変更の内容とどのような形で10月以降、寄附金額を設定するかということについて調査を行っておるところでございます。

その中で今お話がありましたとおりに、新たな返礼品の内容につきまして、返礼事業者の方から申し出があれば、それは組み入れていきたいというように考えておりますが、現時点では加工肉も含めてそちらを大々的に取り扱っている事業所はございませんので、現時点で本町の返礼品の中に全面的に精肉等を返礼品としたサイトというのは大々的にしているところは現在のところはないところでございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 町の規模からいってもやはり様々な事業者というものは、多種多様な事業者というのは存在しないということで、なかなか魅力的な返礼品の開発といったものも難しいものかなと思うところでもあります。

先程の答弁にもありましたように、地域おこし協力隊については設置の計画はないというような答弁でありましたけれども、地域おこし協力隊であります、非常に希望する人も増えておりまして、総務省のデータになりますけれども、令和4年度では全国で6,400人、山形県内でも30の自治体で143人の協力隊が活躍しているというようなことであります。平成21年に総務省が創設した制度でありまして、地域おこし協力隊の目的といたしまして、都市地域から過疎地域等の条件不利地域へ移住して、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PRなどの地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力を活動を行いながら、その地域への定住定着を図るといったことを目的にした制度であります。

まさしくこのふるさと応援寄附金の返礼品開発には、適任と思われるような制度を積極的に活用すべきではないかと、なかなか庁舎内の部署だけでふるさと応援寄附金のサイトの構築ですとか、返礼品の開発といったものはなかなか難しいものではないかと思っておりますけれども、こういった地域おこし協力隊の活用について考えとまたその課題等あればお伺いしたいと思っております。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 特徴的な返礼品、あるいは特産品の開発について、地域おこし協力隊を活用するべきではないかというご質問でございました。こちらにつきましては、本町の場合、地域おこし協力隊を受け入れて活動していただいた実例があるわけですが、その中でも本町のPRという部分についてはかなり有効な手段であるというようには認識をしておるところでございます。

ただ、その返礼品の開発、あるいは特産品の開発という部分につきましては、本来であれば、本町の生産物、あるいは環境等を熟知しているの方が、むしろ開発のための素地があるのではないかなというようには考えております。確かにお話のとおり、新しい意見、新しい感覚でというところでの開発というものもございまして、これまで本町の中で特産品開発様々な形で取り組んでまいりましたが、その中でもなかなかそのいわゆる商品開発に至るまでにはかなりの時間を要するという部分もございまして、先程町長答弁でもございましたが、その意味では本町のふるさと応援寄附金の担当の部署におきましては、これまでの経験値、あるいは返礼事業者との情報交換によりますノウハウ等もございまして、適切なアドバイス等も行いながら、実施をしておるところでございますので、現

時点では地域おこし協力隊の方の協力については、これは考えておらないというところでございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） なかなか難しいようでございます。私たち議会でも様々な自治体へ行政視察にまいります。その際、その自治体の特徴、魅力を語ってくれる職員の方といったものは、町外から転入された方々が非常に多いように感じます。非常にうまく紹介していただきますし、地元の人間では気づかないことを事細かく感じたままに伝えていただけるということで、非常に地元以外の方の力、言葉はあれですけども、よそ者の力といったものを有効に活用するのも、町の魅力を発信する一つの方法なのかなと思ったところであります。また、制度があるうちに返礼品の開発にとどまらず、様々な場面で地域おこし協力隊の設置を検討いただければと思うところであります。

最後に寄附者の獲得のための取り組みということで、先程も望郷みかわ会とまた SNS 等での発信を行っているということでありまして、やはり本来の趣旨に返って本町からの転出者、また本町に縁のある方へ非常に強く働きかけを行うべきではないかと思えます。ふるさと応援寄附金をきっかけに関係人口の増加、また、関係人口との結びつきの強化といったものを図っていただきたいと思えます。そのためにも、寄附金の活用方法を明確にしまして、応援したくなるような具体的な計画を示すのが効果的なのではないかと思えます。他の自治体と同様の返礼品でも、活用方法が魅力的であれば賛同していただける方もあろうかとも考えますので、寄附金の活用事業について積極的にPRしていただければと思います。

また、町外から町内に働きに来ている方への本町へのふるさと応援寄附金の働きかけをしてはいかがかと思えます。近年は町内にも働く場所が増え、町外から勤務する人が増加しております。そういった方へ本町への寄附をお願いしてはいかがでしょうか。また、本町の職員が他の自治体へ寄附をするといったことはないと思えますが、先の6月議会で伺ったように、町外から本町に通う職員が半数を占めているというようなことであります。ぜひ、その町外出身の職員の方へ本町への納税、寄附をお願いしたいところでありますけれども、現状と考え等あればお伺いしたいと思えます。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） まず前段でご質問のございました町外にいらっしゃる方への関わりという部分でございます。町長答弁にもございましたが、望郷みかわ会等様々な場面を捉えて、ふるさと納税、本町の魅力についてPRを行っておるというところでございますし、これは直接的ではございませんけれども、昨年、一昨年といわゆるコロナ禍の中、本町出身の学生の方に対するふるさとから応援便ということで、その意味では本町をふるさととして認識をしていただくよう、ふるさととの繋がりを続けていただけるようにということで、様々な施策を実施しておるというところでございます。

そして、町外から町内に働きに来ている方へのPRということでございますが、こちらにつきましてもは様々な形でPRを実施していきたいというように考えておりますが、あまりに全面的に出しますと雇用の関係、雇用者との関係の部分もこれは杞憂かもしれませんが、想

定できる部分もございますので、まずはPRということに努めさせていただければというように考えておるところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 最後に繰り返しになりますが、ふるさと応援寄附金は本町にとって貴重な自主財源と考えます。独自の施策の充実や住民サービスの向上にも、自主財源の確保は重要と考えます。自己努力と工夫で収入を増やすことができる制度と考えますので、なお一層の推進を求め質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 以上で7番 鈴木重行議員の質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 （午後 8時09分）

○議長（志田徳久議員） 再開します。 （午後 8時20分）

○議長（志田徳久議員） 次に、6番 鈴木淳士議員、登壇願います。6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員）

- |                                 |  |
|---------------------------------|--|
| <p>1. 一般廃棄物処理の一部事務組合再構築について</p> | <p>1. これまで「委託料」に予算計上してきた一般廃棄物処理委託料の一部を「負担金」に計上するという想定外の予算処理した考え方を伺う。</p> <p>2. 新たに稼働した焼却施設の建設費用を委託料の算定に加算することは理解できるが、これから整備が検討される「下水処理施設」の計画策定予算まで委託料に加算されることを受け入れ、「負担金」として予算計上した考え方を伺う。</p> <p>3. これまでの「委託料」の一部を「負担金」に切り替えたことは鶴岡市との一部事務組合再構築に向けた準備行為とも考えられるので、所見を伺う。</p>      |
| <p>2. 桜木地区の宅地造成に伴う豪雨対策について</p>  | <p>1. 4年前の計画では「30m×100m貯水槽」を2基必要としていた雨水対策でありながら、農業用排水路2本の拡幅で十分とする今回の排水計画だけで相当の豪雨でも越水しないものか、具体的対策内容を伺う。</p> <p>2. 「三川町開発指導要綱」第12条には「雨水を極力抑制する施設を設置し、開発区域外に支障を及ぼさないようにしなければならない」と規定されていることから、想定外の豪雨対策として「貯水機能を有する緑地公園」や「町道下部の貯水槽」を設置するなど、今後も周辺住民が安心して暮らせる豪雨対策が必要なことから、所見を伺う。</p> |

令和5年第5回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問をいたします。

初めに、一般廃棄物処理の一部事務組合再構築についてであります。これまで「委託料」に予算計上してきた一般廃棄物処理委託料の一部を「負担金」に計上するという想定外の予算処理した考え方を伺います。

次に、新たに稼働した焼却施設の建設費用を委託料の算定に加算することは理解できますが、これから整備が検討される「下水処理施設」の計画策定予算まで委託料に加算されることを受け入れ、「負担金」として予算計上した考え方を伺います。

また、これまでの「委託料」の一部を「負担金」に切り替えたことは鶴岡市との一部事務組合再構築に向けた準備行為とも考えられますので、所見を伺います。

次に、桜木地区の宅地造成に伴う豪雨対策についてであります。4年前の計画では「30m×100m貯水槽」を2基必要とされていた雨水対策でありながら、農業用排水路2本の拡幅で十分とする今回の排水計画だけで相当の豪雨でも越水しないものか、具体的対策内容を伺います。

そして、「三川町開発指導要綱」第12条には「雨水を極力抑制する施設を設置し、開発区域外に支障を及ぼさないようにしなければならない」と規定されていることから、想定外の豪雨対策として「貯水機能を有する緑地公園」や「町道下部の貯水槽」を設置するなど、今後も周辺住民が安心して暮らせる豪雨対策が必要なことから、所見を伺います。

以上1回目の質問といたします。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の一般廃棄物処理の一部事務組合再構築について、1点目の予算区分に関するご質問であります。現在稼働しているごみ焼却施設等の建設にあたり、本町と鶴岡市との間で協議を重ね、令和3年3月に新たな協定を締結したところであります。

この協定においては、一般廃棄物の処理に係る経費を施設の整備に係る費用と施設の運営に係る費用に区分することとしたことから、新施設の整備等に係る経費については、その内容を明確にするため「負担金」として計上したところであります。

次に、2点目の下水処理施設の計画策定に係る予算計上に関するご質問であります。鶴岡市がし尿・汚泥処理施設の更新時期を迎えるにあたり、下水道処理施設への統合を決定したことから、本町において発生するし尿・汚泥の処理を継続して委託するために、本年6月議会において三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約に「下水道処理施設」を加える改正を行ったところであります。

この改正された規約に基づき、鶴岡市において三川町のし尿・汚泥を含むし尿・汚泥集約化施設の整備に取り組むものであり、本町もその費用の一部を負担する予算を計上したところであります。

次に、3点目の一部事務組合再構築に関するご質問であります。一般廃棄物の処理につ

いては、本町と鶴岡市との間で規約を締結の上、事務を委託しているところであり、一部事務組合の再構築は考えていないところであります。

質問事項2の桜木地区宅地開発に伴う豪雨対策について、1点目の具体的な排水対策に関するご質問であります。以前の計画におきましては桜木地区開発区域の雨水排水の大部分は押切東堰へ排出する設計としていたところであり、当時の押切東堰の流下能力を勘案すると開発区域からの雨水排出量を大幅に制限せざるを得ない状況から、調整池の設置を選択したところであります。しかしながら、その後、県営京田川防災減災事業により2カ所の排水機場が整備されることに伴い、河川への排水処理能力が向上することが見込まれたことから、押切地区全体の雨水排水処理を検討したところであります。このことを受け、桜木地区の新たな計画においては、開発区域周辺の雨水排水路を改修して農業用排水路と接続することにより、雨水を二丁排水路へ流下させることとして、押切東堰の下流側には排出しない計画に変更したところであります。

また、設計にあたっては、降雨量の算出基準に従って流量計算したところでありますが、異常気象により基準値以上の雨が降った際には、開発区域のみならず、町全域において浸水被害が想定されるため、河川の水位情報や気象情報を注視しながら、早期の避難誘導を促すなど適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の貯水機能を有する施設の設置に関するご質問であります。今回の宅地開発につきましては、三川町開発指導要綱ではなく都市計画法の規定による県の開発許可が必要な区域であり、雨水排水に関する項目についても、県の許可を得て整備しているところであります。

想定外の豪雨への対策というご質問であります。町全体の雨水排水の状況を勘案しますと、国の指針等に基づく雨水排水計画以上の降雨量があった場合には、被害が全町に及ぶことが想定されるところであります。そのようなことから、町といたしましては、国・県に対して河川の河道掘削の定期的な実施を要望するとともに、排水施設の計画的な整備を行っていかなければならないものと考えております。桜木地区の開発においては、貯水施設を伴う整備は現在のところ考えていないところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） それでは再質問にあたりまして、1点目の鶴岡市との一般廃棄物処理に関する取り扱いについて、これまでの経過を確認しながら再質問させていただきますが、まずは先程答弁にもありました新しい焼却施設が完成しました令和3年度から稼働することから、答弁にもありましたとおり、新たな施設の整備費というものにつきまして、鶴岡市と三川町で5%ずつの均等割方式を導入するという改正内容でありました。

これについては、議会に事後報告という形で、令和2年の10月16日付けでこの規定の内容を了解したという報告があり、その翌11月に全員協議会が招集されまして、町長を含め、様々この均等割方式について一部事務組合的な考え方ではないかというような議論が取り交わされたというように記憶しております。その直後の12月議会にこの施設整備事業に

関わる負担金ということで、10億6,800万円ほどの補正予算が提出、提案になりまして、本来であれば委託料という形で出てくるべきものが、当初から、はなから施設整備事業負担金という形で補正予算計上されたものだったんですが、これがすぐ起債等で支払いをしなければならぬ、要は令和2年度中に支払いをしなければならぬというような事情がありまして、すぐ議決されて補正予算が執行されたという経過になっておりました。

この結果、委託料であるべき施設整備負担金相当のものが以降、負担金という形で予算計上されるということになったわけですが、これが適切な予算執行なのかということで、再三指摘させていただいたわけですが、町当局からの答弁は同じ答弁が繰り返されておりましたので、やむなく私直接、山形県市町村課に確認しましたところ、当初の相談を受けた際は、鶴岡市と三川町の委託契約の詳細説明はなかったけれども、単なる予算処理としては可能であるという回答をただけだという答弁でありまして、改めて鶴岡市との委託契約の詳細資料をファクスで送り届けましてこういった内容で問題ないのかということで追加して質問しましたところ、やや答弁に窮したような話になったんですが、三川町議会で議決した以上は三川町の判断としてこの取り扱いが成立するものと考えられますという答弁だったんですね。

その際にちなみということで「負担金」取り扱いしている市町村を紹介するというところで、お隣新潟県の阿賀町が山形県村山市に廃棄物の処理を委託しているんだけれども、負担金で支払いしていますよというような紹介がありましたので、これも知らない町ではありませんから、早速、阿賀町に電話をしまして確認したところ、阿賀町は全くこういった事実はなく、吾野市が五泉市と阿賀町とで構成する一部事務組合を通じて、村山市の株式会社アシストへ処理を委託していると。その際に、吾野市が一部事務組合に負担金を支払いして一部事務組合が村山市の株式会社アシストに委託料を支払いしているんだというような経過がありました。

実はうちの方では、鶴岡市との事務委託について負担金で支払いしているんですよというようなことを話をしましたところ、それはおかしいですねということで一笑されたという経過がありますので、補足のために説明させていただきますが、このようなことから、これまで納得できる説明がないまま負担金に計上されてきたということ、これを議決したということで、既成事実にしてしまったということ、これを踏まえて、同じ轍を踏まないように改めてこの負担金として取り扱いしたことについて質問させていただきたいと思っておりますけれども、まずはこれまで担当課長、それから財政担当課長等からも答弁いただいておりますので、今日は事務方のトップである副町長からお考えをお伺いしたいんですが、地方財政法上も、またそれから町の財務規則にも各節の取り扱い予算区分というものが規定されている中で、まだ委託料を負担金として取り扱うことについて問題なく決裁をして町長にその決裁を回している、町長も当然決裁してこの予算決算が成立しているわけですが、この考え方をもう一度説明をお願いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） ご質問の負担金、それから委託料についてでございますが、ただ



いま鈴木議員が県に照会して得た回答について初耳でございます。それについては初耳でございますが、まず本町においては負担金ということでこれまでも予算計上し、議会においてもその予算について可決していただいておりますので、予算執行上問題ないものと思っておりますし、現在もその考えは変わらないところでございます。ただ、県のその回答については、なおこちらで確認したいと思っております。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ぜひこれを機会に、十分県当局からも確認いただいて、整合性のある処理をお願いしたいと思っておりますが、続いては町長にお伺いしますけれども、令和4年度、昨年度の予算審査員特別委員会において、し尿浄化槽投入施設基本計画策定業務負担金 118万6,000円が一部修正により否決されたということで、この事後処理として翌月5月2日に全員協議会が招集されて、既存の規約それから協定書をベースにしながら、三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託料の算定要領抜粋という資料と一緒に提示されて何ら問題ないんだという説明があったわけですが、どう読み返しても納得できなかったものですから、先般担当課の方から、この新たに示された委託料の算定要領をいただきまして、内容を確認しましたところ、この委託料の算定要領に遡るところ一昨年、要は先程冒頭で説明しました新たな協定書を結ぶにあたって、様々と新しい、いわゆる均等割という方式について議論が及んだ内容について、町長も交えて意見交換会が行われた、町からの情報提供に係る会議という全員協議会ではなくて、柔らかい鶴岡市の動きに関する情報提供に係る会議ということで、令和3年の3月22日に議員全員出席のもと意見交換したわけですが、その4日後にこの協定書と一緒に先程説明しました新たな委託料の算定要領というものが新規に制定になっていたのであります。

この新たな新規に制定された委託料の算定要領をずっと読んでいきますと第2条第3項第4号に令和4年度以降に供用開始する施設の三川町との協議により定める負担割合ということで、この中にし尿汚泥集約化施設整備基本計画の算定は6.9%ということで記載になっていたんですが、町長からお伺いしたいのは、その新たな協定書であれだけ議員との意見交換を行い、非常に鶴岡市の一方的な話ではありますがけれども、その協定書を様々と議論した、その協定書を執行するための予算の取り扱いに関する資料がなぜ一緒に説明されなかったのか。何らかの思惑があって説明する必要がないというように判断したものなのか、実は、これが令和3年度の予算にも関係する話ですし、昨年度の予算審査特別委員会で否決になったあの予算にも直接関係する話でありましたので、これが説明されなかったお考え等について、最初にご答弁いただきたいと思っております。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鶴岡市との廃棄物の委託の関係につきましては、鈴木議員からは様々な機会でご質問を受けるわけですが、鈴木議員の発言の内容からしますと、やはり議員としてのその受けとめ方という部分については、ある面においては一方的なそういう発言というように受けとめざるを得ないような経過ではなかったのかなというように感じたところでもあります。

本町と鶴岡市が廃棄物の処理に関しての様々な協定、あるいは規約等における調整の中においては、議会にその都度説明をしながら、そして鶴岡市と三川町が議決を要する部分についても、すべて議会に説明をしながら判断をいただいていたというようなことでもあります。

本町のこの廃棄物を委託するという段階においては遡ることも十数年前になるわけですが、本来の一部事務組合が本町として継続をしてもらえるというような選択肢があれば、また違った対応ができたはずなわけですが、それがやはり鶴岡市としての考え方ということからすると、委託というような形での廃棄物の処理というように至ったわけがありますので、その経緯については、鈴木議員が当時環境部門の主幹として、鶴岡市との協議をある意味においては、匿名という形で協議をしていただいたという経過があるわけがありますので、その点については一番理解をしていただいているものというように受けとめてまいったわけがありますので、そういった点について疑問な点については、その都度お答えしてきたところでもありますし、最終的には議会の判断ということで、町としての対応を進めてきたところでもありますので、ご理解をいただきたいと、このように思うところであります。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 当時鶴岡市との協議について、匿名で出向を命ぜられたという職員は私ではありませんので、そこは誤解のないようお願いしたいと思います。私の先輩が出向いたというところではありますが、いずれにしても一部事務組合が構成されなかった、もともとは一部事務組合で構成されてきたものが合併を拒否したことによって、一部事務組合が解散されて、それ以降事務委託という関係性になったわけですけれども、昨今の、特に最近の近年の鶴岡市の動向を見ますと、まだ未確定の将来的な施設整備関係の予算とか、どんどん対象枠が拡大されてきているということになりますと、先程お話ししたとおり、本来、単年度契約での事務の委託という原理原則から外れて将来的な負担を求められるということは、まさに一部事務組合の関係性になりつつあるのではないかと感じます。

そういった意味で、今、鶴岡市と三川町との良好な関係を構築するためにも、またこの廃棄物処理に関する取り扱いについて、町民の方々にも説明がつく公明正大な行政運営を担保するためにも、可及的速やかに一部事務組合の再構築が必要であろうというように感じているところであります。一部事務組合となれば議会が構成されますから、その議会で事業計画と財政負担というものが議決されて初めて関係する鶴岡市と三川町で動くというような行政措置ができるわけですので、ぜひ鶴岡市との合併を拒否して今日のこの状態を招いた阿部町長の最後の課題として、一部事務組合再構築の働きかけを鶴岡市に行うべきではないかと思うんですが、所見はいかがでしょう。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 行政間での様々な事業を共同で行うとか、委託をするというのは、それぞれの自治体の考えの中においては、全国的にも様々な例があるわけがあります。そういった部分については、今の鶴岡市と三川町との廃棄物の処理に関しての様々な今までの経緯も含めて機会があれば、市長にもそういうようなことを言うということは、私なりにもで

きるものというように思っております。と申しますのも、県内においては、尾花沢市と大石田町が一市一町の一部事務組合ということが今も継続されているというようなことから、それは一つの選択肢であろうかと思えます。

しかしながら、繰り返すようではありますが、相手のある、とりわけ行政間というようなことであれば、非常に慎重な対応ということを行っていかねばならないというように考えているところであります。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ありがとうございます。ぜひこれからの将来の三川町が安定した運営ができるように、阿部町長の英断をご期待申し上げたいと思えます。

続いて、二つ目の桜木地区の排水対策についてであります。先程ご答弁にありましてとおおり、もはや桜木が越水するようであれば、三川町全体が越水するであろうというような非常に怖い話まで引き合いに出されたところでもありますけれども、そもそもが都市開発計画、要は都市開発の場合、住宅宅地造成の宅地に関する排水対策基準に比べて農業用排水の基準というのはおおよそ6割程度の排水機能があればいい。

それは水田が田んぼダムとして豪雨になったときにはある程度貯水力があるので調整力があるので、農業そのものは都市開発の6割程度でいいんだということからすると、今後大規模な桜木地区の住宅開発、これが全部宅地になるわけです。土盛りされて、今まで水田、田んぼ機能があったものが全くなるとなれば、素人が考えても農業用排水路で流している間に6割しか流れていかないわけですから、残り4割をどこかに貯水するであろうということは考えるにあまり難を要さないと思えますので、その対策としてこれから整備する公園を少し掘り下げた形で、実際に皆さんご覧になったことはあろうかと思えますが、鶴岡市の美咲町にあるグラウンドは、まさにそういった構造になっていまして、バックネット裏に排水の樋門が設置されている。万が一の場合は、そのグラウンドに水が貯まるというような仕組みのグラウンドも整備されておりますが、あそこまで大きなグラウンドは必要ありませんけれども、これから整備する公園、もしくは横道の町道の下にボックスカルバートで貯水槽を造るというようなことについての所見をもう一度伺いたいと思えます。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 現在建設しております桜木地内の宅地造成における雨水排水でありますけれども、令和元年度、押切地区を中心にした三川町の排水計画、こちらの方を作りまして、押切の東側にある排水路を通して排出していたものを、おのおの途中で分水をさせて処理をしていくということで考えて、現在対応しているところでございます。この計画におきまして、三本木地内の集落の中央に大きな排水路を整備しておりますし、今後整備されるであろう第2期開発の際には、改めて6号排水ということで、桜木町内会付近の排水路に新たな排水を持っていこうということで考えているところでございます。

この方式によりまして、雨水の排水の基準、開発にあたっての基準をクリアできるということで考えているところでございまして、改めての排水池、それから貯水槽的なものは考えておらないところでございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 以上で、6番 鈴木淳士議員の質問を終わります。

○議 長（志田徳久議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。  
これをもって散会とします。

（午後 8時50分）

## 令和5年第5回三川町議会定例会会議録

1. 令和5年9月7日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員    2番 佐藤 栄 市 議員    3番 小 林 茂 吉 議員  
4番 佐久間 千 佳 議員    5番 砂 田 茂 議員    6番 鈴 木 淳 士 議員  
7番 鈴 木 重 行 議員    8番 成 田 光 雄 議員    9番 町 野 昌 弘 議員  
10番 志 田 徳 久 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	鈴 木 亨 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	齋 藤 茂 農 業 委 員 会 会 長 職 務 代 理 者

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒田 浩 議会事務局長 渡部 貴裕 書記  
井上 史則 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 3 日 9月7日(木) 午前9時30分開議

- |       |        |                                   |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 議第 48号 | 令和4年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第 2 | 議第 49号 | 令和4年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第 3 | 議第 50号 | 令和4年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第 4 | 議第 51号 | 令和4年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 5 | 議第 52号 | 令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議第 53号 | 令和4年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |

○ 散 会

○議長（志田徳久議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（志田徳久議員） お諮りします。日程第1から日程第6まで、以上6件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第1から日程第6まで、以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（志田徳久議員） 日程第1、議第48号「令和4年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第2、議第49号「令和4年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第3、議第50号「令和4年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第4、議第51号「令和4年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第5、議第52号「令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第6、議第53号「令和4年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました議第48号「令和4年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件、議第49号「令和4年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第50号「令和4年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第51号「令和4年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第52号「令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第53号「令和4年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和4年度の三川町一般会計、並びに各特別会計の決算につきましては、会計管理者より去る6月30日付けで地方自治法第233条第1項の規定により決算の提出がありましたので、7月5日に同条第2項の規定により監査委員の審査に付し、併せて地方自治法第241条第5項の規定に基づき該当の基金運用調書について、さらに地方公共団体の健全化に関する法律第3条の規定に基づき財政健全化判断比率について付託をいたしたところであります。

審査の結果につきましては、8月18日付けをもちまして、監査委員から意見を付して報告がございましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を賜りたく提案いたすものであります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます財政健全化判断比率については、4指標のうち実質公債費比率9.8、将来負担比率は105.9で、いずれも早期健全化基準を下回っており、また、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ赤字額がないことをご報告申し上げます。

また、各会計決算の概要につきまして、会計管理者よりご説明申し上げますが、細部につきましては、審議の過程におきまして、それぞれ所管課長等からご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） 会計管理者より概要説明を求めます。鈴木会計管理者。

○説明員（鈴木 享会計管理者） 令和4年度三川町一般会計及び各特別会計決算の概要をご説明申し上げます。

本日配付いたしました資料は、7ページに編綴しました「令和4年度三川町各会計決算の概要」と、各会計の決算状況を集計表にまとめました「令和4年度三川町各会計決算概要一覧」ですが、「令和4年度三川町各会計決算の概要」によりご説明申し上げます。なお、説明内容は、すべての会計について「1. 決算の総括」のみとさせていただきます。

それでは、「令和4年度三川町各会計決算の概要」の1ページをご覧ください。

初めに、一般会計について申し上げます。

歳入総額は5億6,531万4,927円、歳出総額は5億3,853万6,005円、歳入歳出差引額は3億4,677万8,922円であります。

翌年度に繰り越すべき財源は2万7,000円であり、この財源を差し引いた実質収支額は3億4,675万1,922円であります。また、前年度実質収支額は3億1,113万9,765円で、令和4年度実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は3,561万2,157円の黒字であり、単年度収支額に財政調整基金積立金1億9,372万5,000円を加算し、財政調整基金取崩額1億2,740万円を差し引いた実質単年度収支額は、1億193万7,157円の黒字であります。

次に、3ページの国民健康保険特別会計について申し上げます。

歳入総額は7億1,644万8,506円、歳出総額は7億237万4,371円、歳入歳出差引額は1,407万4,135円、翌年度に繰り越すべき財源は0円であることから、実質収支額は、歳入歳出差引額と同額であります。また、前年度実質収支額は2,176万2,086円であり、令和4年度実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は768万7,951円の赤字となりました。これに国民健康保険事業基金積立金76万2,000円を加算し、国民健康保険事業基金取崩額2,010万円を差し引いた後の実質単年度収支額は、2,702万5,951円の赤字決算であります。

次に、4ページの後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

歳入総額は9,254万300円、歳出総額は8,972万9,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は281万1,300円あります。また、前年度実質収支額が248万7,500円であり、令和4年度実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は、32万3,800円の黒字決算であります。

次に、5ページの介護保険特別会計について申し上げます。

歳入総額は8億2,492万856円、歳出総額は7億9,085万9,353円、歳入歳出差引額及び実質収支額は3,406万1,503円あります。また、前年度実質収支額が3,238万9,970円であり、令和4年度実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は167万1,533円の黒字であります。介護給付費準備基金積立金は1,883万5,875円で、介護給付費準備基金取崩額は0円であるため、単年度収支額に介護基金積立金を加算した実質単年度収支額は、2,050万7,408円の黒字決算であります。



次に、6ページの農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

歳入総額及び歳出総額がともに1億6,814万7,980円であるため、歳入歳出差引額及び実質収支額は0円であります。また、前年度実質収支額、単年度収支額及び繰上償還額についても0円であります。

最後に、7ページの下水道事業特別会計について申し上げます。

歳入総額及び歳出総額がともに3億8,176万6,598円であるため、歳入歳出差引額及び実質収支額は0円であります。また、前年度実質収支額、単年度収支額及び繰上償還額についても0円であります。

以上で、令和4年度三川町一般会計及び各特別会計決算の概要説明といたします。

○議長（志田徳久議員） 次に、監査委員より各会計決算について、審査結果の報告を求めます。和田監査委員。

○説明員（和田 勉監査委員） 令和4年度各会計決算の審査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和5年7月5日に付託されました令和4年度三川町各会計歳入歳出決算並びに定額資金運用基金及び財政健全化判断比率を三川町監査委員条例並びに監査基準をもとに審査いたしましたので、その審査結果について「審査意見書」によりご報告を申し上げます。

初めに、各会計の決算に係る審査意見を申し上げます。

1ページをご覧ください。

1に掲げております審査対象の決算について、2の日程により審査いたしました。

次に、2ページをご覧ください。

審査の手續につきましては、町長から提出されました各決算書類を関係諸帳簿及び証書類と照合し、収支命令に符合しているか、計数及び収支が正確かつ適法であるか、また、予算の目的に沿って事務事業が効果的・経済的に執行されているかなどについて主眼を置き、試査の方法により審査いたしました。その結果、各会計の歳入歳出決算は計数に誤りがなく、内容についても不正・不当なものがなかったため、適正であると認められるものであります。

次に、審査所見を申し上げます。

21ページをお開きください。

なお、本来であれば定期監査において取り扱う内容であります。決算書を形成するための背景となっている事務事業の執行状況について検討をいただく見地から、決算審査において申し述べております。

審査所見。令和4年度の各会計の決算審査意見書で述べた内容に加え、毎月実施している現金出納検査並びに定例監査における指摘事項の改善に向けた取り組み内容を確認するとともに、事業運営が適正かつ効果的に執行されているかなどについて審査いたしました。その結果、今後の事務事業執行に向けて検討を要すると思われる事項について、3点申し上げます。

1点目は「住まいづくり支援事業について」であります。

平成30年度から、住まいづくり支援事業として実施しております危険ブロック塀等撤去支援事業については、近年取り扱いがない状況が続いております。工事費の高騰などもその要因となっていることから、活用しやすい制度のあり方を検討するとともに、町内の支援対象となる設置場所の状況を再調査し、特に通学路等に面している危険ブロック塀については、早期に安全対策が講じられるよう、本事業を幅広く周知し推進する必要があると判断されたところであります。

2点目は「国際交流推進事業について」であります。

米国マクミンビル市との中学生相互派遣による交流事業について、コロナ禍においては派遣を伴う交流事業に代え、紹介ビデオを作成するなどオンラインによる交流事業を行っている状況であります。

現在、経済活動も回復傾向にありますが、ホームステイ等の交流については依然として抵抗感もあることや原油高や円安等の影響から渡航費用が大幅に増加している状況にあることから、今後の交流事業のあり方については、相手先と十分協議しながら検討を進めるとともに、オンライン交流とする場合は、できるだけ多くの生徒が参加可能な内容となるよう検討する必要があると判断されたところであります。

最後の3点目は「国民健康保険事業の安定運営について」であります。

国民健康保険事業については、平成30年度から県に一本化され、県内各市町村の国保税水準の統一化に向けて取り組みが進められているところであります。

本町においてもこうした動向を踏まえ、資産割を廃止するなどの改定を行ってきましたが、被保険者の負担軽減を図るため、基金の取り崩しを実施してきたことから、基金残高が県一本化前より大幅に減少している状況が認められたところであります。

今後も統一化に向けた改定が必要となってくることから、引き続き被保険者の負担軽減を図りながら安定した国保事業運営が可能となるよう、基金の造成等の取り組みが必要であると判断されたところであります。

以上が審査所見であります。

次に、定額資金運用基金に係る審査意見を申し上げます。

22ページの審査結果に申し述べたとおり、三川町育英奨学基金については、経理に誤りなく、計数は正確で、設置目的に従い運用されていると認められたところであります。

最後に、23ページの財政健全化に係る審査意見を申し上げます。

審査に付された財政健全化判断比率及びその算定の基礎資料は、いずれも適正に作成されており、財政が法律で定められた基準の範囲内で健全に運営されているものと認められるものであります。

以上、決算審査の結果並びに所見を申し上げますが、今後も引き続き財政の健全化と町民の福祉増進に向けて一層の努力を期待し、決算審査報告といたします。

○議長（志田徳久議員） 以上で、本案の提案に対する説明及び報告を終了します。

○議長（志田徳久議員） お諮りします。本案については、議長を除く9人で構成する決算審

査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(志田徳久議員) 異議なしと認めます。したがって、本案は、議長を除く9人の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

○議 長(志田徳久議員) お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において、議長を除く9人の議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(志田徳久議員) 異議なしと認めます。したがって、本案は、議長を除く9人の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

○議 長(志田徳久議員) お諮りします。ただいま決算審査特別委員会に付託しました件については、会議規則第45条第1項の規定により、9月8日まで審査を終えるよう、期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(志田徳久議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は9月8日まで審査を終えるよう、期限をつけることに決定しました。

○議 長(志田徳久議員) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって散会とします。

(午前 9時48分)

## 令和5年第5回三川町議会定例会会議録

1. 令和5年9月11日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員    2番 佐藤 栄 市 議員    3番 小 林 茂 吉 議員  
4番 佐久間 千 佳 議員    5番 砂 田 茂 議員    6番 鈴 木 淳 士 議員  
7番 鈴 木 重 行 議員    8番 成 田 光 雄 議員    9番 町 野 昌 弘 議員  
10番 志 田 徳 久 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	鈴 木 亨 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒田 浩 議会事務局長 飯鉢 凜 書記  
渡部 貴裕 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

#### 議事日程

○ 第 7 日 9月11日(月) 午前9時30分開議

日程第 1 決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告  
(決算審査特別委員会委員長報告)

日程第 2 議第54号 三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の  
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
の制定について

日程第 3 議第55号 桜木地区住環境整備事業町道桜木6号線外舗装新設工  
事請負契約の締結について

日程第 4 (別紙) 三川町議会議員の派遣について

○ 閉 会

○議長（志田徳久議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（志田徳久議員） 日程第1、「決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告」の件を議題とします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 決算審査特別委員会付託事件の審査結果を報告いたします。

### 決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告書

#### 1. 開会の日時及び場所

令和5年9月7日午前9時48分から午後2時47分まで、9月8日午前9時30分から午後3時4分まで三川町役場議場において委員会を開催し、審査を終了した。

2. 出席委員 9月7日 9名、 9月8日 9名

3. 欠席委員 9月7日 なし、 9月8日 なし

4. 出席要請者 三川町長、監査委員、教育委員会教育長、農業委員会会長

#### 5. 審査事項

議第48号 令和4年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定の件

議第49号 令和4年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第50号 令和4年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第51号 令和4年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第52号 令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第53号 令和4年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定の件

#### 6. 審査の経過

◎ 年長委員 小林茂吉委員司会のもとに委員長の互選を行い、その結果委員長に鈴木淳士委員が当選した。

つづいて、委員長のもとに副委員長の互選を行い、副委員長に鈴木重行委員が当選した。

◎ 審査の方法は、委員全員による全体会議により議場において慎重審査し、委員会としての結論を得た。

#### 7. 審査の結果

付託された各会計決算は、認定を与えることが妥当であると決定した。

以上、特別委員会における審査の状況について報告いたします。

令和5年9月11日

三川町議会決算審査特別委員会

委員長 鈴木 淳士

三川町議会議長 志田 徳久 殿

- 議 長（志田徳久議員） 委員長報告に対する質疑ではありますが、今回は議長を除く全議員による特別委員会であり、審査中に質疑は十分尽くされたと思いますので質疑を終結します。
- 議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。
- 議 長（志田徳久議員） まず初めに、原案に反対者の発言を許します。
- 議 長（志田徳久議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番 鈴木重行議員。
- 7 番（鈴木重行議員） ただいま上程されております議第48号「令和4年度三川町一般会計歳入歳出決算」及び5件の特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論いたします。

令和4年度は令和3年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響により様々な制約を余儀なくされる中、住民生活に直結した補助事業が的確に行われ、事業計画においては休止や規模縮小等の対応を図りつつ、慎重な判断により確実に実行されたと考えます。

一般会計の単年度収支は、財政調整基金からの取り崩しなどにより3,561万円の黒字、実質単年度収支額も1億193万円の黒字であり、限られた財源が的確に効率的に予算執行されたものと評価いたします。歳入では町税は増加しましたが、寄附金が減額したため減少しており、今後も自主財源の確保を最優先課題として取り組むべきと考えます。

また、実質公債費比率、将来負担比率など財政健全化を示す各指標についても国の基準の範囲内にあり、決算審査意見書にもあるとおり健全な財政運営が認められます。国民健康保険特別会計におきましては、単年度収支額が赤字決算となりましたが、今後とも被保険者への負担軽減を図りながら、健全運営に取り組んでいただきたいと思います。

令和2年より約3年にわたる新型コロナウイルス感染症の対応は、町政においてもこれまで経験したことのない体験であり、多くの教訓を得たものと思います。現在、令和4年度予算編成時には予想もしていなかったロシアのウクライナ侵攻などによる物価高騰、光熱費の値上がりが町民生活や行財政に影響を及ぼしております。激変する社会情勢や財政状況を的確に把握し、これまでの経験や教訓を生かし、今後のポストコロナ時代に対応できるよう町政のさらなる発展と住民の福祉向上に努め、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進に取り組んでいただくよう求めるとともに、決算審査特別委員会における各委員からの意見と提案の実現に向けた積極的な取り組みを求め、賛成討論といたします。議員諸兄の賛同を願ひ

ます。

○議 長（志田徳久議員） 他に討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから採決を行います。

各会計決算の認定の件は、6件を一括して委員長報告が行われましたが、採決は区分して行います。

なお、念のため申し添えますが、本件に対する委員長報告は、「可決すべきもの」として決定されております。

○議 長（志田徳久議員） 初めに、議第48号「令和4年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第48号「令和4年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 次に、議第49号「令和4年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第49号「令和4年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 次に、議第50号「令和4年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第50号「令和4年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 次に、議第51号「令和4年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第51号「令和4年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。



○議長（志田徳久議員） 次に、議第52号「令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第52号「令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 次に、議第53号「令和4年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第53号「令和4年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 日程第2、議第54号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第54号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その改正内容といたしましては、指定都市等における認定こども園の認定または認可に係る都道府県への事前協議の廃止により関連する規定が削除されたことに伴い、引用する条項にずれが生じたことから、条文の整備を行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから議第54号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第54号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 日程第3、議第55号「桜木地区住環境整備事業町道桜木6号線外舗装新設工事請負契約の締結」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第55号「桜木地区住環境整備事業町道桜木6号線外舗装新設工事請負契約の締結」について、提案理由をご説明申し上げます。

こ本案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

去る8月25日、指名競争入札を行い、指名8業者による入札の結果、「佐竹建設 株式会社」が6,094万円で落札いたしましたので、同社と契約を締結いたしたくご提案申し上げます。

なお、入札の執行状況につきましては、総務課長よりご報告申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） 所管の課長より説明を求めます。高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 去る8月25日に執行しました桜木地区住環境整備事業町道桜木6号線外舗装新設工事の入札状況等につきましてご報告申し上げます。

本入札に係る指名業者につきましては、町内に本社、支社または営業所等が所在する業者8業者による入札を執行いたしました。予定価格につきましては、税抜価格5,898万8,000円で設定し、入札の結果1回目で佐竹建設株式会社が5,540万円、税込価格6,094万円で落札いたしましたものであります。なお、本工事の工期につきましては、令和5年12月28日までといたしております。以上であります。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから議第55号「桜木地区住環境整備事業町道桜木6号線外舗

装新設工事請負契約の締結」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議 長(志田徳久議員) 起立全員であります。したがって、議第55号「桜木地区住環境整備事業町道桜木6号線外舗装新設工事請負契約の締結」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長(志田徳久議員) 日程第4、別紙「三川町議会議員の派遣」の件を議題とします。職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議 長(志田徳久議員) 本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定に基づき、議員を調査及び研修等へ派遣するときは、あらかじめ議会の議決を得て行うこととなっております。したがって、別紙のとおり議員を派遣することについて、議決を求めるものであります。

お諮りします。本件は別紙のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(志田徳久議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議 長(志田徳久議員) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和5年第5回三川町議会定例会を閉会します。大変ご苦労さまでした。

(午前 9時55分)

地方自治法第123条の規定により、  
ここに署名する。

令和5年9月11日

三川町議会議長

三川町議会議員 1番

三川町議会議員 2番